

〔第1回〕

世田谷区立瀬田小学校改築基本構想検討委員会
会議次第

令和元年 10 月 31 日(木)17:15～

会場 瀬田小学校 視聴覚室

○開会挨拶

○本委員会の目的

[資料1] 世田谷区立学校改築基本構想検討委員会設置要綱

○委員紹介

[資料2] 世田谷区立瀬田小学校改築基本構想検討委員会 委員名簿

【議題】

1、会議の進め方とスケジュールについて

[資料3] 世田谷区立瀬田小学校改築基本構想検討委員会スケジュール(案)

2、基本構想策定にあたっての前提条件について

[資料6] 世田谷区立瀬田小学校改築整備方針について

[資料4] 世田谷区公共施設等総合管理計画（一部抜粋）

[資料5] 標準設計仕様書

3、ゾーニング・配置計画について

4、基本方針について

[資料7] 基本方針（たたき台）

5、その他

世田谷区立学校改築基本構想検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 世田谷区立の幼稚園、小学校及び中学校（以下「区立学校」という。）の改築にあたり、「第2次世田谷区教育ビジョン」及び「公共施設等総合管理計画」に基づいて改築を推進するため、改築する区立学校（以下「改築校」という。）ごとに基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 前項の規定にかかわらず、複数の改築校を複合化する場合は、当該複数の改築校につき一の委員会を設置する。

(委員会の名称)

第2条 委員会の名称は、「(当該改築校名) 改築基本構想検討委員会」とする。

(所掌事務)

第3条 委員会は次に掲げる事項について協議し、その結果を教育長に報告する。

(1) 当該改築校の改築基本構想(案)を取りまとめること。

(2) 当該改築校の改築基本構想及び設計に係る条件整理をし、提言すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、学校改築に関すること。

(委員会の組織)

第4条 委員会の委員は、当該改築校の長のほか、別に定める当該改築校に係る関係職員、保護者及び地域住民をもって組織し、教育長が委嘱する。

2 前項に定める委員のほか、委員長が必要と認めるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員の任期は、基本構想(案)の報告終了時までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者等の参加を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は必要に応じ、改築基本構想(案)取りまとめ作業の進行状況を、教育長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育環境課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で協議し、定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

【令和元年度】

学校推薦委員	よしおか みつあき 吉岡 光章	瀬田町会長 学校支援コーディネーター
	のむら さとる 野村 智	P T A会長 学校運営委員
	さかい あけみ 酒井 朱美	学校運営委員長
	こばやし よういち 小林 洋一	P T A副会長 学校運営委員
	ながさき しげよし 長崎 重好	瀬田小学校同窓会長 学校関係者評価委員長
	おおつか くにお 大塚 邦雄	瀬田町会副会長 学校運営委員
学校長	しらとり さとし 白鳥 聡	瀬田小学校長
区職員	いわもと こういち 岩元 浩一	玉川総合支所長
	ささきやすし 佐々木 康史	施設営繕担当部長
	あさの やすし 浅野 康	教育委員会事務局教育次長
	いけだ ゆたか 池田 豊	教育委員会事務局教育政策部長
	みなかわ けんいち 皆川 健一	教育委員会事務局生涯学習部長
	たにかめ ろくろう 谷亀 緑郎	玉川総合支所街づくり課長
	とりい ひろもと 鳥居 廣基	施設営繕担当部施設営繕第二課長
	あきもと しょういち 秋元 勝一	教育委員会事務局教育施設担当副参事

【事務局】

区職員	青木 徹	教育委員会事務局教育環境課長
	千田 耕太郎	教育委員会事務局教育環境課教育環境担当係長
	池田 悠々	教育委員会事務局教育環境課教育環境担当

世田谷区立瀬田小学校改築基本構想検討委員会スケジュール(案)

○**第 1 回検討委員会** 令和元年 10 月 31 日(木) 17:15～

- ・ 会議の進め方とスケジュールについて
- ・ 基本構想策定にあたっての前提条件について
- ・ 基本方針(たたき台)について

【改築だより 1 号の配布】※学校関係者,近隣への事業開始通知

○**第 2 回検討委員会** 令和元年 11 月 29 日(金) 17:15～

- ・ 基本方針(素案)について
- ・ 既存建築物の調査報告
- ・ 配置計画(複数案)の提示

【改築だより 2 号の配布】※住民説明会周知のため

○**第 3 回検討委員会** 令和元年 12 月下旬

- ・ 基本方針の決定について
- ・ 配置・ゾーニング案の提示
- ・ 住民説明会資料の提示
- ・ 意見・要望・提案等の調査に関するアンケート内容について

●**住民説明会** 令和 2 年 1 月中旬

- ・ 学校関係者,地域住民を対象に配置計画案の説明、質疑応答
- ・ 基本構想策定にあたっての前提条件の提示等

【改築だより 3 号の配布】※アンケートを改築だより 3 号として学校関係者,近隣に配布

○**第 4 回検討委員会** 令和 2 年 2 月上旬

- ・ 概略平面計画案の提示
- ・ 住民説明会の実施状況について
- ・ アンケート調査の結果報告について
- ・ 外構計画案について
- ・ 仮設校舎計画案について

○**第 5 回検討委員会** 令和 2 年 3 月上旬

- ・ 基本構想案の決定
- ・ 基本設計で考慮すべき事項について

世田谷区公共施設等総合管理計画

(平成29年度～平成38年度)

平成29年3月
世 田 谷 区

14. 学校教育施設

14-1 学校教育施設の概要

- (1) 小学校、中学校
- (2) 幼稚園
- (3) 河口湖林間学園

	設置目的	施設数（借上げ含む）	延床面積
小学校 中学校	「学校教育法」に基づき、小学校は心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的に、中学校は小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的に設置している。	小学校 64 中学校 30 (改築期間中の仮校舎 2施設を含む)	704,615 m ²
幼稚園	「学校教育法」に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境において、その心身の発達を助長することを目的に設置している。	9 (幼稚園型認定こども園1施設を含む)	6,567 m ²
河口湖林間学園	中学校の移動教室、部活動の合宿場所として、自然体験や集団宿泊生活を通して豊かな人間性を培うための教育施設として、設置している。	1	5,258 m ²

（これまでの施設整備状況）

昭和31年度以降、木造校舎の鉄筋コンクリート化や戦後のベビーブームによる児童・生徒数の急増に対応するための整備を行い、小学校63校、中学校29校（平成28年7月現在）を配置している。

学校施設の整備に関しては、学習指導要領の改訂による新しい教育システムの導入に伴い、調べ学習で活用するための多目的教室や、習熟度別学習を行うための少人数教室、オープンスペース等を設けて学習指導の質の向上を図るなど、様々な進展があった。特別支援教育の本格実施にも対応し、特別支援学級の計画的な整備を図るなど、配慮の必要な児童・生徒に対する教育環境整備に努めてきた。

また、世田谷区では、全国に先駆けて、放課後の児童の居場所として、BOP（Base Of Playing）をすべての小学校に導入し、学童クラブを一体化し新BOPとして放課後の児童の活動場所を提供してきた。

平成6年度からは、中町小学校、玉川中学校をスタートに改築を進めてきた。その後、「新たな学校施設整備基本方針」（平成18年3月策定）を踏まえ、平成18年度から毎年2校の改築を進めることとしたが、平成18年度から平成21年度は、校舎の耐震化への対応を優先しており、厳しい財政状況を考慮して、改築校の選定を見送った年度もあった。また、「適正規模化・適正配置に関する具体的な方策」に基づく大規模校対応としての校舎の増築や、小規模校対応として学校統合にあわせて統合新校を改築校に選定し、整備を行った。耐震化対応を含めて改築を進めてきたが、これらの学校を優先して改築校に選定してきたため、その他の校舎の老朽化が進んでいる状況となっている。

区立幼稚園は、昭和30年代から50年代にかけて乳幼児人口が急増したことから、私立幼稚園の量的補完を図る目的で、昭和41年に区立塚戸幼稚園を開園したのち、昭和54年の下馬幼稚園まで、13の区立幼稚園を整備してきた。しかし、その後、幼児人口が減少に転じ、区立幼稚園の目的を概ね達成したことから、4園を不登校対策のための「ほっとスクール」や私立認可保育園、私立認定こども園へ、順次、用途転換を進め、現在9園となっている。

14 - 2 個別方針

<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校は、児童・生徒数の増加に合わせて校舎等を増築してきた経緯もあり、校舎棟によって築年数が相違しているケースがある。現在の校舎棟は、昭和30～40年代に建築されたものが59校あり、平成35年度より順次、耐用年数である築65年を迎える。全ての学校において耐用年数前に改築を行うには、現在までの年1～2校の改築では対応できず、一方、年3校の改築では財政的に大きな負担となる。 ・学校施設等はこれまで事後保全による修繕・改修を行っているため、建物や設備の維持管理が適切な状態でない施設も多い。 ・情報化の進展や環境負荷の低減などの社会的要請や、災害対策機能、地域コミュニティの拠点機能、さらには区長部局の公共施設との複合化による、高機能化、多機能化が求められている。 ・区立幼稚園は、女性の社会進出や就労形態の多様化、乳幼児人口の増加など社会状況の変化等を踏まえ、幼保連携型認定こども園へ用途転換を図る必要がある。 ・学校給食は、子どもたちが日常的生活習慣を身につける機会であり、食育の観点からも重要性が高まっている。他方、年々増加する食物アレルギーを有する児童・生徒へのきめ細やかな対応とともに性能水準の高い給食施設・設備が求められている。 ・現在、中学校10校で給食調理施設が整備されていない(太子堂調理場または他の中学校から給食を搬送)。そのうち太子堂調理場搬送7校については、調理場施設の耐用年数を踏まえた自校調理化等の計画を定める必要がある。 ・河口湖林間学園は、施設及び移動教室事業のあり方について、今後検討する必要がある。
<p>適正配置・適正規模の考え方</p>	<p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒数の将来推計をもとに、今後10年程度の将来の必要普通教室数を見込む。文部科学省では、小中学校とも「12～18学級」が標準的な学校の規模としている。そこで、将来の必要普通教室数の見込みが「12～18学級」となる場合を「適正規模」とし、この必要教室数が現在の学校の教室数に収まれば、現施設をそのまま使用し、建替の時期を迎えたときには他施設の複合化を含めた改築を検討する。この際、余裕教室等の余剰スペースがある場合には、学級数に応じて施設規模を縮小する「減築」を含めた検討を行う。 ・「適正規模」であっても、現在の学校の教室数に収まらない場合には、特別教室等の普通教室への転用、指定校変更の制限の実施、通学区域の見直し、増築または改築による対応を検討する。 ・将来の必要普通教室数の見込みが少ない場合、すなわち小学校では「11学級以下」の場合は「過小規模」とし、学校の統廃合や通学区域の見直しを検討する。中学校については、「過小規模」の定義を「5学級以下」とする。 ・将来の必要普通教室数の見込みが多い場合、文部科学省の基準に則して、「25～30学級」を「大規模」、「31学級以上」を「過大規模」とする。「大規模」の場合には、「適正規模」の場合と同じく、現在の学校の教室数に収まるかどうかを見たうえで、特別教室等の普通教室への転用、指定校変更の制限の実施、通学区域の見直し、増築または改築による対応を検討する。 ・平成28年度は小学校10校・中学校2校が「過小規模」に該当し、小学校7校が「大規模」に該当する。

	<p>【幼稚園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「区立幼稚園用途転換等計画」に基づき、区立幼稚園を幼保連携型認定こども園へ用途転換する。現在9園の区立幼稚園のうち、5園を区立認定こども園、4園を私立認定こども園とする。
<p>施設整備の考え方 (更新時の方針等)</p>	<p>増改築、長寿命化、保全改修の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・躯体の老朽化対策として、これまで年2校全面改築してきた方針を転換し、校舎棟を棟別に分け、耐用年数である築65年を目安として順次改築を行う「棟別改築」を基本とし、経費負担の平準化を図る。 ・改築経費の縮減と平準化を図るため、校舎等長寿命化改修を行い、可能なものについては築65年より更に30年程度使用する。深沢中学校でのモデル実施の検証も含め、今後、調査・研究に取り組みつつ、より効率的かつ効果的な学校施設整備に取り組む。 ・今後の児童・生徒数の増減予測を踏まえ、RC造と鉄骨造(重量、軽量)を併用する、敷地に増築予定地を確保しておくなど、児童・生徒数の増減に対応して、他の公共施設への転用や、教室の増加が可能となるよう、柔軟性のある施設整備を行うことを検討する。 ・建築時の計画学級数については、今後のクラス推計の最大クラス数を基準とする。少人数学習や将来のクラス増に対応するワークスペースは、普通教室のあるフロアに1室整備する。(ただし、近隣の学校の児童・生徒数の推計や他の推計などとも検証し、急激なクラス増や、減少が見込まれる場合はこの限りでない。) ・仮設建築を抑制するため、学校の跡地を活用した仮設校舎の抑制手法に加え、学校敷地内においても、新築する校舎棟を敷地状況に合わせて弾力的に配置するなど、敷地を最大限活用して設計を工夫する。 ・他の公共施設との合築による「複合化」を進めるとともに、施設の一部転用、既存施設を多用途の公共空間として共有化を図ることや、空き時間を別の機能として有効に活用する「多機能化」を徹底する。これらを踏まえ、既に有しているスポーツ、集会、文化施設の機能をさらに強化し、区長部局と連携して周辺の施設機能の集約を目指す。 ・児童・生徒数が増減した場合には、築年数に関わらず、規模の適正化を図る。特別教室等の普通教室への転用、指定校変更の制限の実施、通学区域の見直しを検討した上で、必要に応じて増築または改築による対応を検討する。 ・概ね15年ごとに予防保全を行うことにより、既存校舎・設備を適切に維持・保全し、改築までの期間を延伸できるように取り組む。(平成26年1月に文部科学省が公表した「学校の長寿命化改修の手引き」においても、「予防保全型」の計画的な整備の重要性が示されており、これを踏まえた取り組みを行う。) ・事後保全による修繕・改修を基本としてきた学校施設等については、事後保全により安全性等を確保しながら予防保全に切り替えていく。 ・給食施設は、児童・生徒数の増加に適切に対応するため、給食設備の増設のほか、施設の改修・増築など調理食数に応じた整備を図る。 ・区立幼稚園の用途転換は、区立認定こども園へ移行する場合は他公共施設との複合化を基本とする。 <p>多様な教育活動の展開に対応するための施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「世田谷9年教育」をはじめとして、各小・中学校では、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動を積極的に展開している。習熟度別学習などの少人数指導の導入も進み、これらの指導体制を充実するための講師の配置など、ソフト面の拡充を図っている。こうした特色ある教育活動を可能にする施設の整備を進める。

- ・配慮を要する児童・生徒に対する教育環境の整備は、国や東京都のさまざまな取り組みも踏まえながら、特別支援学級に入級する児童・生徒の状況や障害の種別、学級形態、地域的なバランス、既設の学級規模などに配慮した特別支援学級の整備など、引き続き検討する。
- ・改築（リノベーションによる長寿命化改修を含む）の際は、それらの施設・設備を整備し、また、他の用途で使用している教室を転用するなど、必要に応じて適宜対応する。
- ・河口湖林間学園は、築50年を経過しているため、老朽化の状況を踏まえ、適切な維持・運営ができるよう、必要な改修を進める。

衛生的で安全に配慮した給食施設の整備

- ・学校の増改築や大規模改修の機会を捉え、給食関係法令等に基づき、衛生的で安全に配慮した給食施設を整備する。また、アレルギー対応や老朽化など学校の状況に応じて必要な施設整備を図る。

地域コミュニティの核としての役割を担う施設の整備

- ・平成25年度から区内全ての区立小・中学校が地域運営学校に指定され、学校運営への地域住民の参画が進んでいる。児童・生徒の健全育成、地域防災・防犯、教育活動の充実の観点から、学校と地域の様々な団体が連携協力した事業が行われており、あいさつ運動や学校と地域との共催イベント、避難所運営訓練など、様々な取り組みが見られる。学校を、地域に開かれ信頼される施設としていくため、会議室や運動場の地域利用など柔軟な対応ができる施設、設備を整備する。

子どもや地域の高齢者など誰もが安全な施設の整備

- ・障害のある子どもなど配慮を要する子どもや、地域の高齢者や障害者が学校を利用する際は（災害時の避難所としての利用も含む）より安全に利用できることが求められるため、改築時は、ユニバーサルデザインに適合した整備を行う。また、大規模改修時や必要に応じた個別の対応時も、誰もが安全に利用できる施設、設備を整備に努める。

避難所機能の確保と災害発生時への備え

- ・大規模な災害時には、避難所となる学校施設に多くの人が避難してることが想定されるため、各学校を単位として避難所運営組織を設置し、防災訓練や避難所運営訓練を実施している。改築時は、標準施設の1.25倍の耐震性能を確保するとともに、避難所運営用の防災倉庫の整備のほか、すべての小・中学校にマンホールトイレを設置する。また、太陽光発電については、自立運転可能型の整備を進める。

再生可能エネルギーの活用や高効率設備導入等による環境負荷低減

- ・改築時は、高効率設備の導入や太陽光発電設備の設置など再生可能エネルギーを活用するほか、雨水利用や熱源負荷の低減など、様々な技術等を採用して環境負荷の低減への取り組みを進める。

校庭の芝生化や屋上緑化など学校緑化への取り組み

- ・「世田谷みどり33」という目標を掲げ、「世田谷区みどりとみずの基本計画」に基づいて、施設整備の際の緑被率の基準を設けるなど、みどりを増やす取り組みを進めている。
- ・校庭芝生化、屋上緑化、みどりのカーテンなどの緑化を進め、みどり率の向上に努める。

<p>計画期間の取組み</p>	<p>学校施設等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若林小学校を改築し、拠点保育園と複合化する。 ・代沢小学校を改築し、代沢まちづくりセンター、社会福祉協議会、代沢あんしんすこやかセンターと複合化する。 ・船橋小学校の大規模化に対応するため、諸室の普通教室への転換に加え、校舎棟の増築を行う。 ・砧小学校を改築し、砧幼稚園（認定こども園に用途転換）と複合化する。 ・弦巻中学校を改築し、松丘幼稚園（認定こども園に用途転換し移転）と複合化する。 ・建物整備・保全計画を基に次期改築校を選定し、整備する。 <p>幼稚園の用途転換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砧幼稚園を区立認定こども園に用途転換する。 ・塚戸幼稚園を私立認定こども園に用途転換する。 ・松丘幼稚園を区立認定こども園に用途転換する。 ・「区立幼稚園用途転換等計画」に基づき、用途転換に取り組む。なお、私立認定こども園へ移行する場合は、移行期間において閉園を伴うことから、幼稚園の充足率や保育需要の状況等を踏まえながら、移行年度を決める。 <p>児童・生徒数の変化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「適正規模・適正配置」の考え方に照らし、児童数、生徒数の増減を踏まえた対応を順次行う。 <p>他施設との複合化推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記改築校等のほか、松原小学校体育館と松原まちづくりセンター、松原あんしんすこやかセンター等との複合化を推進する。 ・その後の改築等予定校についても、周辺公共施設との複合化を進める。 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太子堂調理場搬送7校について、改築や大規模改修の機会などを捉えた自校調理化の計画を検討する。併せて、全校自校調理化に向け、他校から搬送の3校についても検討する。 ・河口湖林間学園の施設及び移動教室事業のあり方について検討する。
-----------------	--

14-3 経費推計

1期（10年）ごとの更新（長寿命化、統廃合）及び改修の経費推計

	第1期 (H29～H38)	第2期 (H39～H48)	第3期 (H49～H58)	期間合計
学校教育施設	681.7 億円	1,587.9 億円	1238.3 億円	3507.9 億円 (116.9 億円/年)
(1) 小学校、中学校 現在面積：704,615 m ²	714,056 m ²	767,430 m ²	799,239 m ²	111.9%
(2) 幼稚園 現在面積：6,567 m ²	6,567 m ²	7,131 m ²	8,274 m ²	125.9%
(3) 河口湖林間学園 現在面積：5,258 m ²	5,258 m ²	6,034 m ²	6,034 m ²	114.8%

**標準設計仕様書
(平成26～35年度)**

平成26年12月改訂版
世田谷区教育委員会

目次

第1章 はじめに.....	I-1
---------------	-----

第2章 標準設計仕様書の設計指針

1. 指針	II-1
2. 基本方針	II-2
3. ゾーニング	II-6
4. 建築計画	II-9
5. 設備計画	II-15
6. 各室計画	
• 小学校 各室計画	II-21
• 中学校 各室計画	II-26

第3章 仕上げ・設備概要

1. 概要	III-1
2. 標準仕様書の取り扱い	III-2
3. 各室仕上げ・設備概要の取り扱い	III-3
• 小学校 各室仕様書	III-4
• 中学校 各室仕様書	III-5

第4章 資料編

法規関連資料

第1章 はじめに

世田谷区教育委員会は、平成18年3月「新たな学校施設整備基本方針」をまとめ、今後の学校施設整備のあり方について、基本的な方針と指針を示し、年2校の学校改築を実現させるとともに、安全安心、環境、文化、景観、ユニバーサルデザインなどこれからの地域社会づくりに必要な施設整備に取り組んできました。

また、学校施設には、教育ビジョンに示された豊かな教育活動を支える場としての機能のほか、地域コミュニティの核となり、シンボルとなってソフト、ハードの両面から地域環境に寄与する役割も期待されており、これらを効率的・効果的に整備し、特色ある学校づくりを実現させるための具体的な設計指針として平成18年8月に「標準設計指針・標準仕様書」を定めました。

この間、この指針を共通のルールとして、各学校の置かれた状況や、目指すべき教育目標に応じて創意工夫を凝らし、特色ある学校づくりを進めてきました。

平成26年3月、「新たな学校施設整備基本方針(第2次)」を策定し、6つの視点と14項目の基本的な考え方を示し、今後も計画的に学校施設整備を推進していくこととなりました。

この基本方針に基づき、これまでの「標準設計指針・標準仕様書」についても内容の見直しを行うとともに、名称を「標準設計仕様書」と変更し、今後も良好で特色ある学校施設整備を進めてまいります。

第2章 標準設計仕様書 設計指針

1. 指針

世田谷区立小・中学校の改築に伴い、基本構想から基本・実施設計、最終的な工事に至る全工程に対して、基本となる方針を示す。

本標準設計仕様書により保有すべき一定の水準を示すことにより、学校間における質的な格差が生じないようにする。

運用にあたり、原則として以下の3点を確認し、これを確実に達成するための各部門計画の仕様を定め、世田谷区及び設計者との共通の見解とする。

1. 工事工程における期間や工法等を検証し、計画的にかつ、効率的に改築を実施する。
2. 求められる教育環境への対応や、地域コミュニティの核としての機能の整備を進めつつも、シンプルで、できる限りコンパクトな学校施設とし、総延床面積の縮減と工事費抑制を図る。
3. 長期的な施設管理を容易にする施設設計を実施する。

ただし、本標準設計仕様書は原則的なものであり、標準化によって学校施設の計画の画一化を促すものではない。

したがって、各学校の特性や計画条件を生かしつつ、効率的に検討を進め、工事費用等の縮減を実現しながら、学校の特色に応じた個性ある学校の実現を目指すものとする。

また、使用諸室の機能に基準がある場合は、掌握する担当課において基準等を定めることとする。ただし、この仕様書を越えるものとししない。

また、長寿命化改修(リノベーション)による施設整備を採用する場合の指針等については、現在実施校となっている深沢中学校をモデル校として、今後検証し、策定していくこととする。当面、本標準設計仕様書を基本とした教育環境整備を行うものとする。ただし、各学校の個々の施設状況によって、小中学校改修工事標準仕様書の運用も併用していく。

なお、本標準設計仕様書は、適宜検証を重ね、必要に応じて3年から4年を目安に修正を行うものとする。

2. 基本方針

限られた時間、財源の中で学校施設整備の課題を解決していくために、その基本的な方針を次のとおりとし、各校の実情に即して整備を進めることとする。

(1)計画的・効率的な改築

- ①計画的な施設の改修や長寿命化改修(リノベーション)により、建物を活用できる年数を延ばし、老朽化による改築の時期を遅らせ、財政負担の平準化とライフサイクルコストの縮減を図ることで効率的な改築計画を進めていく。
- ②改築を実施するにあたり、標準的な設計仕様を定めるものとする。
- ③長寿命化改修(リノベーション)を実施する場合の標準仕様については、当面は、本仕様を準用することとするが、今後の技術的蓄積により別途作成する。
- ④基本構想から実施設計までを3年以内で行う。
- ⑤大規模開発等に伴う人口増や今後の児童・生徒数の変化に柔軟に対応できるよう、また、将来の用途転換(コンバージョン)も視野に入れ、個々の教室の大きさや設備の変更が行いやすい構造とする。
- ⑥多様な教育ニーズへの対応のほか、地域開放や災害時の避難所対応として地域ゾーンを想定し、施設の一部を他の目的にも活用できるようにするなど、動線や機能面での分離が容易にできるような室配置とする。

(2)コストの削減

- ①シンプルかつコンパクトな施設を念頭に、施設規模の縮減、設計段階でのコスト削減、工法の検討、工期短縮による工事監理経費の縮減を図る。
- ②施設規模の縮減を図るため、ワークスペースの見直しや、諸室の兼用活用(例:多目的ルームは、ランチルーム、少人数学習室、異学年交流事業や、保護者会・地域懇談会等の会議室としての利用を想定する)を図るなど、整備面積を精査し、工事費の抑制を図る。
- ③この仕様のほかに諸室の詳細な仕様を定めている給食室「給食室設計仕様書」や特別支援学級「特別支援学級設計標準仕様書」等や、学校・地域の要望による用途諸室、複合施設を取り入れる際の施設規模についても、関係所管と連携をとり整備面積を精査し、工事費の抑制を図る。
- ④仮設校舎については、教育環境の確保とともに経費の削減の視点から様々な可

能性を積極的に検討し、改築事業全体のコスト全体の削減を目指す。

- ⑤イニシャルコストも考慮の上、高効率設備導入を積極的に実施し、ライフサイクルコストの縮減を図る。
- ⑥清掃・管理・修繕等が行いやすい構造や各種設備等を採用した設計を行うとともに、並行して保全計画を作成するなど、維持管理費の抑制を含めたランニングコストの縮減を図る。

(3) 学校施設の安全・安心性の向上

- ①耐震性については、非構造部材の落下防止対策を含め十分考慮する。
文部科学省「学校施設における天井落下防止対策のための手引き(平成 25 年8月)」、
世田谷区「災害(地震)時対応設計の手引き(平成 23 年 8 月)」を参照
- ②子どもたちの安全性確保のため、受付窓口や教職員室等管理諸室の配置を検討し、防犯等対策を強化する。
- ③帰宅困難児童・生徒のための備蓄倉庫を整備する。

(4) ユニバーサルデザインの推進

国の「学校施設バリアフリー化推進指針」に配慮すると共に、「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」に基づき整備を行う。

(5) 地域コミュニティの核や避難所としての機能の整備

- ①「教育ビジョン」に基づき、地域や家庭と連携した教育活動の実施や、学校が地域コミュニティの核としての役割に配慮し、地域利用できる共有スペースなど地域の特性に応じた整備を進める。
- ②避難所機能として必要な防災倉庫の設置や、受水槽に緊急時非常用水栓等を整備する。その他各学校の地域特性に応じて必要な機能を検討する。
- ③「公共施設整備方針」に基づき、区長部局と連携して当該地域に整備が必要な公共施設との複合的な整備について検討する。複合化する場合は、機能的な配置に努めるとともに、児童・生徒の教育環境、安全性等には十分に配慮する。

(6)環境に配慮した校舎整備

- ①良好な室内環境、防犯性能を確保し、特色ある教育活動に対応することを前提としつつ、できる限りコンパクトな校舎とすることで、エネルギー消費を圧縮する。
- ②自然採光・通風を確保し、ペアガラスなど効率的な断熱機能を取り入れる。
- ③自然環境への負荷を低減させるために屋上緑化、校庭の芝生化や緑のカーテンなどを積極的に採用し、緑化面積の拡大を図る。
- ④省エネルギー対策や効果の見える化(屋上緑化の利用や、理科授業の教材としての活用となるような工夫など)を図り環境教育に寄与する。
- ⑤太陽光発電、雨水利用再生可能資源を、積極的に導入する。
「公共施設省エネ指針(平成20年3月)、公共施設省エネ指針運用基準(平成23年8月)」を参照する。
- ⑥新たな高効率設備等、省エネルギーに配慮した設備・システムの導入にあたっては、よく検証し、学校施設に合った機器等を導入する。
- ⑦環境空地の整備や、校庭整備における砂塵対策、豪雨対策(雨水貯留対策)等、周辺の環境にできる限り配慮する。

(7)教育基盤の整備

- ①世田谷9年教育の推進、ICT利用等による授業の手法の変遷、特別支援教室整備の新たな取り組みや、校務の効率化などに即した教育施設整備の検討、検証、改良を行う。
- ②特別支援教室の整備にあたっては、「特別支援学級設計標準仕様書」を参考とし整備を進める。

(8)衛生的で安全な学校施設整備

①給食室

文部科学省の「学校給食衛生管理基準」^{*1}や厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」、保健所の指導等に基づき衛生的で機能的な整備に努める。

- 衛生的な場所に設置し、食数に適した広さとする
- 「学校給食衛生管理基準」に基づき、学校給食施設の区分に従い整備する。
《区分》 ア) 汚染区域(検収室、下処理室、食品・物品庫、洗浄室)
イ) 非汚染区域(調理室、アレルギー対応コーナー、配膳室)

ウ) その他の区域 (前室、休憩室、トイレ、ミーティングルーム)

なお、詳細な仕様については、「給食室設計仕様書」による。

- ②「学校環境衛生の基準」*¹に基づき、揮発性有機化合物(VOC) 6物質の基準値を満たすだけでなく、内装部材、家具等についてもVOCが極力使用されていない製品の採用に努める。

学校給食衛生管理基準*¹

学校給食法(昭和29年法律第160号)第9条第1項に基づき、平成21年4月1日に施工され、学校給食における食中毒防止を目的とした基準

学校環境衛生の基準*²

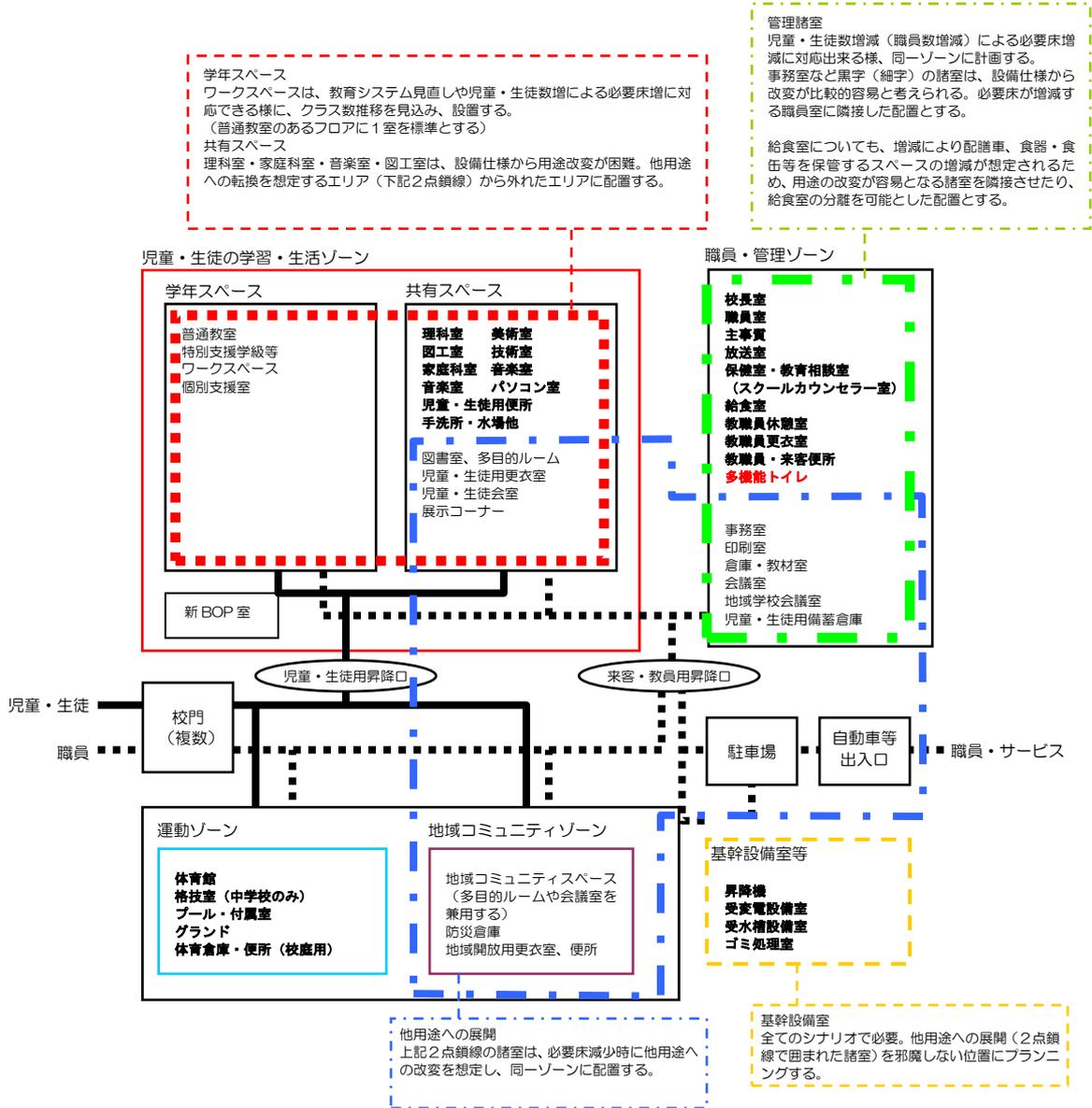
学校保健法(昭和33年法律第56号)に基づく環境衛生検査、事後措置及び日常における環境衛生管理等を適切に行い、学校環境衛生の維持・改善を図ることを目的とした基準

(9)街づくり事業や他公共施設の改築計画と連動した改築

- ①道路整備事業など街づくりの事業予定や周辺の公共施設等の改築計画がある場合は、学校教育活動への影響を最小限とするよう関係所管課と連携し総合的に計画を進める。
- ②学校が事業用地となっている場合は、国庫補助・起債等の特定財源を活用して改築計画を行うなど柔軟に対応する。

3. ゾーニング 学校施設機能図 【参考】

実際の改築計画に基づく機能図の設定



(1)基本的な考え方

改築計画を具体的に推進し、且つ、将来の教育需要に柔軟に対応可能とするために、各諸室のゾーニングを設定する。

学校施設に求められる機能を5つのゾーニングによって示す。

- ・ [児童・生徒 学習ゾーン]
- ・ [児童・生徒 生活ゾーン]
- ・ [職員・管理ゾーン]
- ・ [運動ゾーン]
- ・ [地域コミュニティゾーン]

諸室の役割を明確に方針づけて、用途を共有するもの、特別教室として確保すべきものを整理することで、必要以上に室を設置することを避け、最低限の室配置と効率のよい諸室計画を行う。

(2)各ゾーンの計画内容（各室計画はⅡ-19頁～）

・児童・生徒 学習ゾーン

- 【普通教室・ワークスペース（少人数教室の対応を可能とする）】
- 【図書室】
- 【パソコン室】
- 【理科室】
- 【音楽室】
- 【図工室】（小学校のみ）
- 【家庭科室】
- 【技術教室】（中学校のみ）
- 【美術室】（中学校のみ）
- 【特別支援学級等】
- 【個別支援室・多目的スペース】

・児童・生徒 生活ゾーン

- 【多目的ルーム(学年給食や、学年発表会、少人数学習、保護者会、地域主催会議等多様な利用を可能とする)】
- 【児童会室・生徒会室】
- 【児童用昇降口・生徒用昇降口】
- 【児童用便所・生徒用便所】
- 【手洗い所・水場他】
- 【児童用更衣室・生徒用更衣室】
- 【展示コーナー（作品の展示や掲示をできる場所であり、部屋に限定しない）】
- 【新BOP室】（小学校のみ） BOP：“Base of plaing(遊びの基地)”の略

・職員・管理ゾーン

- 【職員室】
- 【校長室】
- 【事務室】
- 【主事室】
- 【会議室】
- 【地域・学校会議室】
- 【印刷室】
- 【放送室】
- 【湯沸スペース】
- 【倉庫・備蓄倉庫（帰宅困難児童・生徒用）・教材室】
- 【保健室】
- 【教育相談室（スクールカウンセラー室）】
- 【給食室】
- 【職員・来客用昇降口】
- 【職員・来客用便所】
- 【多機能トイレ】
- 【教職員休憩室】
- 【教職員更衣室】
- 【廊下・階段・踊り場・スロープ】
- 【昇降機】

・運動ゾーン

- 【体育館】
- 【格技室】（中学校のみ）
- 【プール】
- 【校庭付属施設】

・地域コミュニティゾーン

- 【防災倉庫】
- 【地域コミュニティスペース（多目的ルームや会議室を共用する）】
- 【開放用更衣室・便所】

4. 建築計画

(1) 建築全般

- ①児童・生徒の多様な活動を促進し、学習・生活両面を充実させる機能を確保しつつ、できる限りコンパクトな学校施設づくりを目指す。
- ア) 小学校については、普通教室の基本モジュール※を8m×8mとする。
- イ) 中学校については、普通教室の基本モジュールを8m×9mとする。
- ウ) 廊下有効幅を原則2.5mを基本とする。(現行スパン3mからの変更)
- エ) メインとなる階段の有効幅を2m確保する。
- オ) 天井高を原則2.7mを基本とし、階高は必要最小限とする。(現行3m未満からの変更)
- カ) 基本的にバルコニー、ライトシェルフは設けない。
- キ) できる限り自然の採光、通風を確保できるような建物とする。
- ク) 断熱性を高める等により、夏涼しく、冬暖かい校舎を目指す。
- ケ) 日常的に点検・管理しやすい設計とする。
- コ) 災害時に避難所となった場合の地域ゾーン、学校運営ゾーンを想定し、動線、機能面の分離が容易にできるような諸室配置計画を行う。
- サ) 帰宅困難となった児童・生徒用の非常食、毛布等を置く備蓄倉庫を校舎内に設置する。
- シ) 将来長寿命化改修(リノベーション)、用途転換(コンバージョン)が容易となる設計とする。
- ②「世田谷区環境配慮公共施設整備指針(公共施設省エネ指針)」に基づき学校施設にあった仕様を採用し、環境配慮を推進する。
- ③「公共施設整備方針」に基づき、複合的施設として整備する場合や、地域コミュニティスペースの確保については、効率的な配置計画と学校施設と共有できる諸室設計など、施設規模(延床面積)の抑制を行うとともに、児童・生徒の教育環境や安全に配慮する。
- ④学校敷地内に借地がある場合の改築計画においては、事前に敷地所持者へ計画内容の情報提供を行うこと。特に、財務省借地のある改築計画においては、改築承諾料等についての協議を十分に行うとともに、借地上の設計計画については留意すること。(借地上には学校機能以外の施設を計画しないことが望ましい)
- ⑤建物を良好に維持管理するため、実施設計時に維持管理計画を作成する。

基本モジュール※

建築物で、各部分を一定の大きさを倍数で統一するとき、その基準となる大きさ。

(2)規模

施設規模は以下のような構成とする。(帰宅困難児童・生徒用備蓄倉庫を含む。格技室、防災用倉庫、他用途施設は除く)

【小学校】

【校舎面積(小学校教育用)】 + 【新 BOP 室、給食室、体育館面積】

- ①【校舎面積(小学校教育用)】は、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令(学級数に応ずる必要面積)を基準とする。(資料編2.小・中学校設置関連法規参照)
- ②【新 BOP 室、給食室、体育館面積】は、3室合計で1,800 m²基準とする。
※1,800 m²の内訳は、Ⅲ-3ページの(1)「小学校の各室計画」により、
新 BOP 室:、給食室:、体育館:及び共有部分等の合計面積とする。
(共用部分として新たに、帰宅困難児童用備蓄倉庫、個別支援室を含める)

例)24 学級の小学校

$5,000 \text{ m}^2 + 173 \text{ m}^2 \times (\text{計画学級数} - 18 \text{ 学級}) + 3 \text{ 室基準面積} = \text{基準面積}$

$5,000 \text{ m}^2 + 173 \text{ m}^2 \times (24 \text{ 学級} - 18 \text{ 学級}) + 1,800 \text{ m}^2 = \boxed{7,838 \text{ m}^2}$

【中学校】

【校舎面積(中学校教育用)】 + 【給食室、体育館面積】

- ①【校舎面積(中学校教育用)】は、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令(学級数に応ずる必要面積)を基準とする。(資料編2.小・中学校設置関連法規参照)
- ②【給食室、体育館面積】は、2室合計で1,800 m²基準とする。
※1,800 m²の内訳は、Ⅲ-4ページの(2)「中学校の各室計画」により、
給食室、体育館、及び共有部分等の合計面積とする。
(共用部分として新たに、帰宅困難生徒用備蓄倉庫、個別支援室を含める)

例)15 学級の中学校

$5,129 \text{ m}^2 + 160 \text{ m}^2 \times (\text{計画学級数} - 12 \text{ 学級}) + 2 \text{ 室基準面積} = \text{基準面積}$

$5,129 \text{ m}^2 + 160 \text{ m}^2 \times (15 \text{ 学級} - 12 \text{ 学級}) + 1,800 \text{ m}^2 = \boxed{7,409 \text{ m}^2}$

【計画学級数等についての考え方について】(小・中共通)

- ①学務課による今後のクラス推計の最大クラス数を基礎数値とする。
- ②ワークスペース(少人数学習や、将来のクラス増数対応教室)の計画数につ

いては、しゅん工時のクラス数とその後のクラス推計を検証して、効率的な教室配置を行うこととし、当面は以下の考え方を標準とする。

ア. 普通教室のあるフロアに1室整備する

イ. 近隣の学校の児童・生徒数の推計や他推計などとも検証し、急激なクラス増や、減少が見込まれる場合はこの限りでない

③給食室の必要面積については、文部科学省の交付金事業における基準面積を参考に、「学校給食衛生管理基準」に準じた衛生管理を行うために必要な面積を算出した下記基準表のとおりとする。

〈参考〉「給食室設計仕様書」

《基準》

小学校（人）	中学校（人）	面積（㎡）
～299	～199	250
300～399	200～299	280
400～499	300～399	300
500～699	400～549	350
700～	550～	400～

ア. 計画面積は、普通教室計画数に合わせた児童・生徒数を標準とする

イ. 急激なクラス数増加が見込まれる場合は、用途転用可能な諸室を隣接させる等を検討し、計画面積を定める

(3) 構造

①敷地の形状、搬入路、施工の難易度など、地域や学校の特性により、在来工法である鉄筋コンクリート(RC)造を含め、鉄骨(S)造や PC(プレキャスト)工法^{※3}の手法を選択する。

PC(プレキャスト)工法^{※3}

工場製作による鉄筋コンクリートの部材を用いて、現場で組み立てる工法

②建築基準法で定める耐震性の基準の 1.25 倍以上とする。「構造設計における留意事項」参照

③教室の天井高さは、建築基準法施行令一部改正(H17.11)を受け、原則2.7mと

する。

- ④屋内運動場等大規模空間における天井等落下防止対策については、「学校施設における天井落下防止対策のための手引き(平成 25 年8月)」を参照し実施すること。
- ⑤屋上・外壁改修を容易にできる形状とする。
- ⑥緑のカーテンの設置に耐える外部構造とすること。

(4)外部仕上げ

- ①汚れにくい、もしくは清掃が容易な材料を積極的に使用し、ランニングコスト低減を図る。
- ②光害やプライバシーへの配慮するなど、近隣・生徒等に配慮した仕様とする。
- ③サッシやガラス等は、原則として規格の製品を使用し、特注品等は扱わない。
- ④特にガラスについては、破損等による交換を最小限にすることで維持費抑制につながるため、窓の大きさについては検討するとともに、ガラス清掃を考慮した設計とする。
- ⑤校名板を校舎屋上若しくは躯体に1箇所設置し、学校施設であることを明確にする。
- ⑥できる限り屋上緑化行うこととし、維持管理を容易にすること。
- ⑦小学校については、屋上を使用した学習計画があるため、周囲を見渡せるスペースを設ける。
- ⑧屋上の排水口等の清掃を安全且つ簡単にできる仕様とする。

(5)内部仕上げ

- ①各諸室の仕上げについては、原則、仕様書内記載の材料を使用する。
(P. Ⅲ-2 2の取り扱い参照)
- ②天井・壁・床・家具等については、コスト削減を視野に入れ、材料の選定を行う。
- ③各諸室内の家具等は、原則として既製品を使用し、特注品は扱わない。
- ④壁・天井にRC躯体・柱・梁形が現れる際は、原則仕上材と同色塗装仕上とする。
- ⑤教室間及び廊下の壁は乾式間仕切りとする。
- ⑥給食室の床は、勾配・段差を設けずフラットとする。

(6)校庭等

- ①体育の授業、各種行事(全校集会、運動会・体育祭、地域開放等)に使用可能な面積と設備を考慮した計画とする。
- ②校庭の材質としては、緑色スクリーニング、芝生の採用を検討する。原則、全天候型舗装、木質系のチップ等は採用しない。
- ③教育環境に配慮して、全面又は一部の芝生化を進める。
- ④豪雨対策として、雨水流出抑制施設(浸透・貯留)を設ける。
- ⑤校庭には、水のみ場、手洗い場を設置する。
- ⑥校庭利用者用便所やの設置については検討する。(校舎内と兼用できるかも含め)
- ⑦校庭面積は、以下の運動ゾーンを確保する。

小学校：トラック 150～200m / 直線 50m 程度を確保する 中学校：トラック 200～300m / 直線 100m 程度を確保する

- ⑧敷地が狭い場合、屋外運動施設として屋上利用を検討することも視野に入れる。
- ⑨遊具の設置については、「遊具の安全基準に関する規準(社団法人日本公園施設行協会発行)」を参照し、適正に配置すること。
- ⑩緊急、メンテナンス車両の出入口等を考慮した配置とする。
- ⑪特別支援学級等へのアプローチ、保健室への出入りは特に配慮する。
- ⑫外部との連携が容易な場所に防災倉庫 50 m²程度を配置する。
- ⑬校門と昇降口との動線に特に配慮する。
- ⑭校庭と隣地・道路との境界部全面に防球ネット・防砂ネットを設置する。
防球ネットの高さの基準は以下のとおり。

小学校：10m 程度 中学校：12m 程度

(7)外構

- ①区の住環境整備条例に基づく環境空地の整備等、周辺への配慮を行う。
- ②学校の安全性を確保しつつ、積極的に緑化を行う。
- ③植栽する樹木は、日影や害虫、将来の樹高、管理の難易度等を考慮して選定し、生長に配慮した配置とする。
- ④ビオトープは原則、新規では設置しない
- ⑤避難所としての機能に配慮し、災害用マンホールトイレを設置する。
- ⑥給食用搬出入車等の車両の出入り口は、児童・生徒の動線に配慮する。

(8) 仮設計画

校舎規模の縮減、設計段階でのコスト削減策、工法の検討、工期短縮による工事監理経費の縮減、仮設校舎経費の削減などにより、1校あたりの改築コストの削減を目指す。

特に、仮設校舎は改築が終了すれば不要となるものであり、既存校舎を仮校舎として一部使用するなどできる限り縮減する。

具体的な方針：①小学校設置基準（文部科学省令第14号第9条）及び中学校設置基準（文部科学省令第15号第9条）ある諸室を基本に、最低限必要諸室を用意することとし、ランチルームや多目的室等既存校舎への設置の有無に関わらず原則設置しない。

②新BOP室（小学校のみ）については、2教室分とする。

③給食室は原則設置せず、配膳室等必要な面積を整備する。

(9) 補助金の有効活用

整備内容に応じ、国庫負担金、国庫補助金等を有効に活用し、一般財源の負担軽減に寄与する。

例：学校施設環境改善交付金、特色ある学校施設づくり、「多目的スペース整備」、「環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進に関するパイロット・モデル事業」、等

5. 設備計画

(1) 設備全般

- ①児童の安全と健康に配慮し、防災性、防犯性を考慮し計画する。
- ②安定した確実な性能を有する機器を選定し、各システムを計画する。
- ③機器の更新や増設への対応、維持管理について十分検討し計画する。
- ④設備機器、システムは、環境負荷の低減とコストに配慮し計画する。
- ⑤周辺環境へ配慮し、騒音・振動・臭気・反射などを考慮し計画する。
- ⑥天井落下防止対策を施した計画とする。
- ⑥学校施設以外との複合化は、管理区分やシステムを分割し計画する。
- ⑦設備の保全計画を作成する。

(2) 電気設備計画

①受変電設備

- ・受変電設備は、設置する機器、設備等を適切に把握し、電力の需要率を十分検討のうえ、他校の最大需用電力等を参考に過大とならない設備容量のものを設置する。
- ・隣接地への騒音、風水害や落葉の堆積、保守点検や増設時の搬入経路等を考慮し、適切な場所に設置する。周囲は十分な高さの、施錠可能な防護柵、遮音壁等を設ける。

②動力設備

動力制御盤は各機器の近辺に設置し、発停制御、保護、故障表示等を行う。職員室・主事室に警報盤を設け故障表示の監視を行う。

③電灯設備

- ・照明器具は各室の利用内容や時間帯における必要な照度を有し、見やすくまぶしさのない良質な光の得られるものを選定し、照度が過大とならないよう適切な台数を設置する。
- ・今後タブレットを使用した授業を想定し、照明器具の選定や設置場所等に配慮する。
- ・各部の照明を適宜点滅できるよう照明器具の配列や配線を検討するとともに、センサー方式または操作のしやすい場所に点滅装置を設置する。
- ・校庭及び下校時の退出経路の照度が確保されるよう外灯設備を設置する。

-
-
- ・照明器具等の落下防止対策について、「学校施設における天井落下防止対策のための手引き(平成 25 年 8 月)」を参照し実施する。

④コンセント設備

各室のコンセントは使いやすい位置に、安全な仕様のもをを設置する。各回路は漏電遮断器により保護する。

⑤放送設備

- ・放送設備は非常放送兼用とし、収容人数が消防法等で定める設置基準に達しなくとも、整備基準を満たすよう設置する。
- ・受信側で音量を任意に調節できるよう設計し、屋外に設置する拡声器は、朝礼や運動会での使用を考慮するとともに、近隣への騒音とならないよう配慮する。
- ・体育館に専用の放送設備を設置するほか、音楽室、多目的室等にワゴンアンプを設ける。

⑥時計設備

- ・電気時計は校舎外壁面と体育館及びプール管理棟壁面に設け、職員室、音響調整室及び体育指導員室にそれぞれ操作部を設置する。その他の各室は電池式電波時計とする。
- ・プログラムチャイムは、操作が簡易なものとし、容易に設定変更が可能な機器とする。

⑦TV共同受信設備

- ・ケーブルテレビ、UHFアンテナ及びBSアンテナ等により受信した信号を必要箇所に配信する。AMホイップアンテナ、FMアンテナを設置する。
- ・小学校には、放送室にヘッドエンド装置とスタジオカメラを設置し、自主放送チャンネルを取り込む。

⑧電話設備

- ・電話交換機はデジタル電子交換機とし、事務室等に設置する。配管・配線までを工事とする
- ・災害時特設公衆電話用回線を主となる昇降口へ敷設する。

⑨構内情報網設備

- ・教育の情報化推進の対応するため、教育ネットワーク、校務ネットワーク、第2ネットワーク等それぞれの環境を整備する。
- ・光ケーブル接続装置、HUB等の設置は十分考慮の上、決定する。無線LAN、タ

ブレット端末の使用に対応する。

⑩消防・防災設備

主事室に主となる受信機を設置し、職員室に副受信機を設置する。

災害時用個別無線設備を設置する。

⑪安全設備

・通用門等に、防犯カメラ及びカメラ付インターホンを設置し来校者の確認を行う。

モニターは職員室、事務室、主事室、新BOP室等の管理諸室に設置する。

・通用門は電気錠により管理する。

・児童・生徒の使用する室には非常用インターホンを設置し、管理諸室に表示器を設置する。外部への迅速な通報を行うため、非常通報装置を校長室及び職員室に設置する。

・機械警備により夜間・休日の保安が行なえるよう整備する。

⑫避雷設備

自然災害に備え、建築基準法に基づき避雷設備を設置する。

⑬太陽光発電設備

・発電量等のデータを容易に取り出せるシステムとし、発電状況等を確認できるモニターを環境教育に活用できる場所に設置する。

・自立運転機能を有するものとし、専用コンセントを職員室体育館等に設ける。

⑭緊急地震放送設備

・ケーブルテレビを利用した緊急地震速報システムを構築し、非常放送連動により鳴動させる。

・緊急地震速報装置は保守、訓練時に操作のしやすい場所に設置する。

(3) 機械設備計画

①共通事項

・機器の選定については、学校職員が使用する機器は、安全で操作が容易なものとする。また、フルメンテナンス契約可能期間と比較（更新目安15年以上を一つの目安とする）し、選定を行う。

・配管は、出来る限り隠蔽し、かつ改修・メンテナンスを容易な構造とする。

・配管等ふれ止めに関し、A種もしくは、SA種にて適切に設置する。

・内部・外部の支持材は、耐久性を考慮して穴あきアングルを使用しない。

-
-
- ・地下に諸室を計画する場合は、湿気や結露に配慮し、除湿・排水計画を行う。
 - ・水の系統は極力、上下階同位置とする。

②換気設備及び空気調和設備

- ・室内の騒音レベルは、執務空間及び教室はNC-40※以下、音楽室はNC-30以下を基準とする。

※NC数・・・空調騒音のような連続したスペクトルを持つ音をオクターブ分析し、NC曲線に記入したときの基準となる数

- ・室外に関しては、隣地との境界線における音量においては用途地域に関わらず十分に配慮する。
- ・このほか、空調負荷計算・換気計算条件は、「国土交通省監修 建築設備設計基準・同要領」の算出方法を参考とする。ただし、近年の寒冬暑夏を踏まえた外気条件とし、室内側は夏28℃、冬20℃を保てる設計とする。
- ・学校施設関連法規として「通称:ビル衛生管理法(延床面積 8,000 m²以上に適用)」や「学校環境衛生基準」を順守する。

ア) 換気設備

- ・室内空気の汚染を低減させるほか、じんあい、ガス、臭気等が発生する箇所等、各室の利用内容等に応じた必要な換気量を適切に設定し、これに見合う種類、規格の機器を適切な箇所に必要台数を設置する。
- ・全熱交換機は、普通教室（ワークスペース含む）・新BOP室等、児童・生徒が日常的に使用する諸室には採用しない。
- ・天井機器類は、児童・生徒の安全に配慮し、必要に応じ落下防止ワイヤーを設置する。
- ・消音を考慮しつつ、教室・共用部、廊下などを通じるドアガラリやパステクト等により建物全体のエアバランスを調整する。
- ・雨水流入抑制や凝縮水漏水対策に配慮し、校舎内の雨漏り等の要因とならないよう、ダクト等の配管計画には十分留意する。

イ) 冷暖房設備

- ・普通教室や特別教室等の群単位で任意に冷房暖房の設定ができ、温度・風速に関しては、各室単位で、運転・調整ができるものとする。さらに、教室等の集中管理による制御が可能なシステムとする。

-
-
- ・空冷ヒートポンプ式パッケージ型エアコンとし、電気式（EHP）、ガス式（GHP）から機器の効果・特性、ランニングコスト等を考慮して選定する。
 - ・室外機の設置場所は屋上を基本とするが、機器・配管基礎を防水改修時を考慮した計画とし、メンテナンス時の安全面にも配慮する。
 - ・体育館は冷暖房設備によらず、十分な通風と換気により快適性が保たれるよう、窓の配置、開閉等に配慮し、必要に応じた換気設備を設けること。
 - ・空調機に加湿機能を設置しない。

③給排水衛生設備

ア) 給水設備

- ・水道本管から引き込み、直結給水及び受水槽に給水後、加圧給水をおこなう。
- ・夏休み等、使用水量が少ない期間は受水槽の水位調整により水質の維持ができるものとする。
- ・停電等に備え、受水槽の遮断弁や水栓の設置を設置する。
- ・給湯設備は、個別給湯方式とする。
- ・芝生化や屋上緑化等、外構及び植樹計画に応じた散水栓を必要な箇所に設ける。
- ・厨房機器の配置計画、容易に機器が更新できる配管ルートとする。

イ) 排水設備

- ・トイレ洗浄水は雨水利用（屋根から直接採取）によるほか、災害等の断水・停電に備え、屋上プールから取水し、使用するシステムの導入を検討する。
- ・地下における湧水は、湧水槽に貯留後ポンプアップにより排水する。
- ・校庭部分の雨水排水は、校庭の砂の流入や降水時の児童の動線を考慮した配置・方法を検討する。

ウ) 衛生設備

- ・頑丈で利便性のよい節水型器具から、児童の学年間で体格や障がいに対応したものを選定する。
- ・プールには循環ろ過設備を設置し所定の水質を確保する。また、レジオネラ対策のため滅菌装置及び積算流量計を設置する。

（４）昇降機設備工事

- ・エレベータの設置は、障がいのある児童、生徒の利用、地域開放の計画、給食物品

の運搬等を総合的に検討し、位置、規格等を決定する。

- ・「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」等に準じて整備する。
- ・安全確保のため内扉・外扉に窓のあるものとする。

(5) 保全計画

保全計画を作成する際には、次のことを組み入れる。

- ・年度ごとに必要となる保全内容を明確にする(老朽管改修、設備機器の改修、部品の交換、消耗品の交換、機器の点検委託・清掃委託などを具体的に)
- ・保全内容の根拠を明確にする(法律上絶対にするべきこと、機器の維持管理上推奨されていること、一般的な使用期限など)
- ・建物の継続使用年数を判断し、その間の年度ごとに必要なコストを算出する。

6. 各室計画

■小学校一各室計画

分類	No	室名 (基準面積)	配置	計画上の留意点
児童・学習ゾーン	1	普通教室	<input type="checkbox"/> 基本的に南面配置とする	<input type="checkbox"/> ICT(インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー)を活用した授業を想定する
	2	ワークスペース (64㎡)	<input type="checkbox"/> 周辺の教室とのつながりを工夫し、良好な環境を確保する <input type="checkbox"/> 静かで良好な採光、通風等の環境を確保する <input type="checkbox"/> 低学年の普通教室には、トイレ・手洗いを近接させる	<input type="checkbox"/> 換気設備は建基法、ビル管法、学校環境衛生基準に準じる(以降、共通事項) <input type="checkbox"/> 男女別着替のためのカーテン設置 <input type="checkbox"/> ワークスペース は少人数学習教室を兼ねる
	3	図書室 (128㎡(準備室含む))	<input type="checkbox"/> 原則として地域開放(夜間・休業日)を考慮し、地域ゾーンの近くに配置する <input type="checkbox"/> 静かで、良好な採光、通風等の環境を確保する <input type="checkbox"/> 学習の中心施設として、パソコン室・多目的スペースと一体の学習センターの機能をもたせる <input type="checkbox"/> 新BOP室の活動に配慮し近くに計画すること望ましい	<input type="checkbox"/> 低学年用の図書スペースをつくり、床に座れるスペースを設ける <input type="checkbox"/> 自習用スタンドのコンセントを設ける
	4	パソコン室 (96㎡(準備室含む))	<input type="checkbox"/> 普通教室への転用を考慮し、普通教室に近いところへ計画することが望ましい	<input type="checkbox"/> 盗難等に考慮した防犯対策を講じる <input type="checkbox"/> ハード・ソフト両面について、セキュリティを講じる <input type="checkbox"/> 特に、ほこりへの配慮をおこなう
	5	理科室 (128㎡(準備室含む))	<input type="checkbox"/> グループ学習と実験等の連携した学習ができるしつらえが望ましい <input type="checkbox"/> 直射日光の得られる屋外作業空間を連続して設けることが望ましい <input type="checkbox"/> 屋外の観察園等との関係、移動の際の動線に注意する	<input type="checkbox"/> 実験は小グループ編成とし、4人以下を1グループと想定し、計画する <input type="checkbox"/> 薬品類の保管に配慮し、準備スペースの棚に設ける場合は転倒に配慮する。扉は施錠可能とする <input type="checkbox"/> 観察・栽培のための窓台やコーナーを設けることが望ましい
	6	音楽室 2室設ける場合には、たとえば、[第一(高学年)/第二(低学年)]とする (第一・128㎡、第二・64㎡ 準備室含む)	<input type="checkbox"/> 第一音楽室は地域開放(夜間・休業日)を考慮し、地域ゾーンの近くに配置する <input type="checkbox"/> 大型楽器等の収納が可能な十分な容積を持った準備室を設置する <input type="checkbox"/> 体育館への楽器移動等の動線に注意する <input type="checkbox"/> 楽器搬入のため、出入り戸の幅員は有効で1m以上確保する	<input type="checkbox"/> 防音・遮音対策を講じる <input type="checkbox"/> 音響設備用電源にはカッターレールを設ける
	7	図工室 (144㎡(準備室、作品庫含む))	<input type="checkbox"/> 静かで、良好な採光、通風等の環境を確保 <input type="checkbox"/> 直射日光の得られる屋外作業空間が連続して設けられることが望ましい <input type="checkbox"/> 屋外・校庭へ写生に出る等、移動の際の動線に注意する	<input type="checkbox"/> 騒音・振動・ほこり・臭い等による近隣や他の授業への影響に配慮する <input type="checkbox"/> 陶芸窯を設置する場合はスペースを確保する
	8	家庭科室 (128㎡、(調理室、被服室、準備室含む))	<input type="checkbox"/> 多目的ルームと隣接させることが望ましい <input type="checkbox"/> 静かで、良好な採光、通風等の環境を確保する	<input type="checkbox"/> 調理・被服実習は4人1グループ対応を考慮し、計画する <input type="checkbox"/> 準備室に洗濯機・乾燥機が設置された場合の対応を考慮する <input type="checkbox"/> 調理室、被服室を兼用させる
	9	個別支援室 (16㎡)	<input type="checkbox"/> 普通教室に近いところへ計画することが望ましい	<input type="checkbox"/> 低学年、高学年に各1室の計画とする
	10	特別支援学級等	<input type="checkbox"/> 原則1階に配置する <input type="checkbox"/> 昇降口から教室までの動線に配慮する <input type="checkbox"/> 静かで、良好な採光、通風等の環境を確保する <input type="checkbox"/> 便所を近くに配置するか室内に設け、手洗いへの動線に注意する <input type="checkbox"/> 嗅覚・聴覚・視覚等が敏感な児童のため、防音対策や給食調理室、理科室等の特別教室との配置にも配慮する	<input type="checkbox"/> 設備対応の留意点 【共通】ICTを活用した授業を想定する ※「特別支援学級設計標準仕様」参照

分類	No	室名 (基準面積)	配置	計画上の留意点
児童・生活ゾーン	11	多目的ルーム (192㎡)	<input type="checkbox"/> 地域開放(夜間・休業日)を考慮し、地域ゾーンの近くに配置する <input type="checkbox"/> 給食室・家庭科室に隣接させて配置することが望ましい <input type="checkbox"/> 静かで、良好な採光、通風等の環境を確保する <input type="checkbox"/> 新BOP室の活動に配慮し近くに計画すること望ましい	<input type="checkbox"/> 多目的利用に対応できる計画とする <input type="checkbox"/> 配膳コーナーを設置する <input type="checkbox"/> 異学年との交流給食、高齢者とのふれあい給食、親子給食に対応させる <input type="checkbox"/> 2学年合同で食事ができる座席数を確保することが望ましい <input type="checkbox"/> 音響設備の電源に「カットリレー」を考慮する <input type="checkbox"/> テレビ用コンセントを考慮する <input type="checkbox"/> 防音に配慮する <input type="checkbox"/> ※「給食室設計仕様書」参照 <input type="checkbox"/> 和室を設置する場合は、多目的ルームの面積に含めるものとして計画する
	12	展示コーナー	<input type="checkbox"/> 単独用途のスペースとするのではなく、昇降口等にコーナーとして設置し、児童等の生活ゾーンとして利用できるよう配慮する	<input type="checkbox"/> 作品展示のためのフック、ガラスケース等の設置に配慮する <input type="checkbox"/> 作品への照明設備を考慮する <input type="checkbox"/> 全てを展示できない場合の保管場所を設ける <input type="checkbox"/> 統合による改築の場合は特に考慮する
	13	児童会室 (32㎡)	<input type="checkbox"/> 印刷室・管理諸室に近接させるよう考慮する	<input type="checkbox"/> 教師との連絡が取りやすく、各教室からの動線に配慮する
	14	児童用昇降口	<input type="checkbox"/> 校門から昇降口へ回り込むアプローチは避ける <input type="checkbox"/> 校庭、教室などを横切らない <input type="checkbox"/> 履き替え方式なので、昇降口、校庭、アプローチの配置関係に留意する <input type="checkbox"/> 短い時間に全校児童が出入りできる動線と校舎、校庭等の配置に留意する <input type="checkbox"/> 複数の昇降口の設置も検討する <input type="checkbox"/> 下駄箱の配置に特に留意する	<input type="checkbox"/> 防犯カメラの設置を考慮する <input type="checkbox"/> 災害時特設公衆電話配線の設置を想定する
	15	児童用便所	<input type="checkbox"/> ゾーニング、動線に留意し、ブロック毎に適宜設置する	<input type="checkbox"/> ※「学校トイレ工事共通仕様書」による <input type="checkbox"/> 職員外来用・地域開放用は別に確保する
	16	手洗所・水場他	<input type="checkbox"/> ゾーニング、動線に留意し、ブロック毎に適宜設置する <input type="checkbox"/> 通気性に留意し、給食室、食堂、家庭科室との位置関係に特に留意する <input type="checkbox"/> 校庭に整備する(水道直結管を使用する)	<input type="checkbox"/> 職員外来用・地域開放用は別に確保すること <input type="checkbox"/> 気持ちのよい、より明るい暖かみのある雰囲気留意すること
	17	児童用更衣室 (64㎡)	<input type="checkbox"/> 教室からの動線に注意する	<input type="checkbox"/> 男女別に設ける(32㎡×2) <input type="checkbox"/> 非常時対応として、通報設備を考慮する
	18	帰宅困難児童用 備蓄倉庫 (16㎡)	<input type="checkbox"/> 直射日光が当たらないようにする	<input type="checkbox"/> 湿気等に注意する <input type="checkbox"/> 備蓄品の荷重を想定する
	19	新BOP室 (192㎡)	<input type="checkbox"/> 校庭に面し、体育館、児童用昇降口の動線に配慮する <input type="checkbox"/> 他諸室(図書室や多目的ルーム、体育館など)を最大限活用できる配置とする <input type="checkbox"/> トイレ・手洗いへの動線に注意する <input type="checkbox"/> 1階に設置する <input type="checkbox"/> 静かで、良好な採光、通風等の環境を確保する	<input type="checkbox"/> 職員スペースを設置する <input type="checkbox"/> 寝転べる畳スペースを設置する <input type="checkbox"/> 午前中の地域利用に配慮する <input type="checkbox"/> ※「新BOP室の考え方」参照

分類	No	室名 (基準面積)	配置	計画上の留意点
職員・管理ゾーン	20	職員室 (128㎡)	<input type="checkbox"/> 校庭に面し、防犯上の配慮をする <input type="checkbox"/> 校長室・事務室に近い位置にあり、機能的な連携をとれるようにする <input type="checkbox"/> 主事室との位置関係に留意する <input type="checkbox"/> 校庭・アプローチなどの見通しがよく、校内各所への移動に配慮する <input type="checkbox"/> 外来者に分かり易く、来客用玄関から連絡の良い位置に計画する	<input type="checkbox"/> OAフロア仕様とする <input type="checkbox"/> 情報のセンター的役割と外部機関との情報発信の機能をもたせる <input type="checkbox"/> 個人情報等、各種重要資料を保管する家具等を設置するスペースを確保する <input type="checkbox"/> 防犯カメラのモニターを設置する
	21	校長室 (32㎡)	<input type="checkbox"/> 校庭に面し、防犯上の配慮をする <input type="checkbox"/> 職員室・事務室に近い位置にあり、機能的な連携をとれるようにする <input type="checkbox"/> 主事室との位置関係に留意する	<input type="checkbox"/> 個人情報及び管理等、各種重要資料を保管する家具等を設置するスペースも確保する <input type="checkbox"/> 大型耐火金庫の荷重を想定する <input type="checkbox"/> 学校の歴史(歴代校長写真等)に関する資料を保管、展示できるスペースも確保する <input type="checkbox"/> 少人数での打合せや、保護者等の面会が可能な机・椅子等がおけるスペースを確保する。
	22	事務室 (32㎡(事務物品倉庫を含む))	<input type="checkbox"/> 受付として来客用玄関 又は 児童用昇降口に隣接させる <input type="checkbox"/> 校長室・職員室に近い位置にあり、機能的な連携をとれるようにする <input type="checkbox"/> 外来者にわかり易い位置に配置にする <input type="checkbox"/> 配置計画では、防犯上の配慮を行う	<input type="checkbox"/> 来館用玄関と児童用昇降口は事務室と主事室のいずれかに面する <input type="checkbox"/> 金銭の出納を行うので、他の諸室とは区切る <input type="checkbox"/> 事務物品倉庫との連携を図る
	23	主事室 (32㎡(主事用倉庫を含む))	<input type="checkbox"/> 受付として来客用玄関 又は 児童用昇降口に隣接させる <input type="checkbox"/> 校長執務スペースとの連携に留意する <input type="checkbox"/> 外来者にわかり易い位置に配置する <input type="checkbox"/> 直ちに屋外に出られる位置とする <input type="checkbox"/> 開放施設に近いことが望ましい	<input type="checkbox"/> 来館用玄関と児童用昇降口は事務室と主事室のいずれかに面する <input type="checkbox"/> 用務用倉庫を用意する <input type="checkbox"/> 休憩、更衣用の室を確保する <input type="checkbox"/> 防犯カメラのモニターを設置する
	24	会議室 (32㎡)	<input type="checkbox"/> 校長室・職員室・保健室との動線に留意する	
	25	地域・学校会議室 (32㎡)	<input type="checkbox"/> 昇降口・トイレに近接させること	<input type="checkbox"/> PTA関連資料を保管するスペースと家具を確保する
	26	印刷室 (32㎡)	<input type="checkbox"/> 職員室に近接させること	<input type="checkbox"/> 機器設置スペース・作業スペース・用紙・教材保管スペースを確保する
	27	放送室 (32㎡)	<input type="checkbox"/> 校庭に面し、容易に出入ができるようにすること <input type="checkbox"/> 職員室近くの位置に配置すること	<input type="checkbox"/> スタジオ室と機器操作室とを間仕切りにより2室で利用することが望ましい <input type="checkbox"/> 防音・遮音対策を講じる <input type="checkbox"/> 非常時対応として、盗難等を考慮し、防犯措置を講ずる
	28	湯沸スペース (面積として加算しない)	<input type="checkbox"/> 職員室、主事室に設ける	
	29	倉庫・教材室	<input type="checkbox"/> 目的別・収納品ごとに、何箇所かに設置する <input type="checkbox"/> 外部から入る用務用倉庫を設置する <input type="checkbox"/> 教材庫は、小学校では各学年の普通教室周辺に設置する <input type="checkbox"/> 共通の教材庫・備品倉庫を管理諸室ブロックに配置する	<input type="checkbox"/> 投票所となっている場合、物品庫を置くスペースに配慮する <input type="checkbox"/> 設備等取り扱い説明書及び竣工図を保管するスペースを確保する。
30	保健室 (96㎡)	<input type="checkbox"/> 管理諸室、特に職員室の近くに配置する <input type="checkbox"/> 校庭に面する位置で救急車、検診車が横付け可能な位置とする <input type="checkbox"/> 教育相談室と隣接させることが望ましい <input type="checkbox"/> 静かで、良好な採光、通風などの環境を確保できる位置に計画する <input type="checkbox"/> 健康教育の中心として、児童の日常動線上にあって、目に触れるよう配置する <input type="checkbox"/> 効率的な健康診断のため、2箇所の出入り口、コーナー等を設置する	<input type="checkbox"/> 洗濯機が設置された場合の対応を考慮する	

分類	No	室名 (基準面積)	配置	計画上の留意点
職員・管理ゾーン	31	教育相談室 (スクールカウンセラー室) (32㎡)	<input type="checkbox"/> 静かで、良好な採光、通風等の環境を確保する <input type="checkbox"/> 保健室と隣接させることが望ましい <input type="checkbox"/> 昇降口から教育相談室までの動線に配慮する	<input type="checkbox"/> 小会議スペースとしても使用できるようにする <input type="checkbox"/> 防音に配慮する <input type="checkbox"/> 相談員は曜日を変えて1名が配置されているので、複数室用意する必要はない。
	32	給食室 (250㎡～)	<input type="checkbox"/> 1階に設置し、上部に体育館・プールは避けることが望ましい <input type="checkbox"/> 給食室からの生ごみ、不燃ごみ、ダンボール等の処理スペースは、検取室の近くに計画する <input type="checkbox"/> エレベーターに近接させる <input type="checkbox"/> 形状は、長方形とする <input type="checkbox"/> 教室のある各階に配膳室を設置する <input type="checkbox"/> 水道直結管とする	<input type="checkbox"/> ※「給食室設計仕様書」参照 <input type="checkbox"/> 配膳車の出入り口と、便所や体育館の出入りロロや、昇降口など外部への動線に近い場所とは隣接させない。 <input type="checkbox"/> 多目的ルームと動線上の配慮を行う <input type="checkbox"/> 児童の登下校と車両(食材、清掃車等)の動線に配慮する <input type="checkbox"/> 天井からの埃の落下、外部からの埃などの侵入に留意する <input type="checkbox"/> 計画数以上の配食に備え、改変が容易な室を隣接させることも想定する。
	33	職員・来客用昇降口	<input type="checkbox"/> 主事室横又は事務室横に設置する <input type="checkbox"/> 校門から昇降口へ回り込むアプローチは避ける <input type="checkbox"/> 校庭、教室などを横切らない配置とする	<input type="checkbox"/> 連絡用インターホン設備の設置を考慮する
	34	職員・来客用便所	<input type="checkbox"/> 管理諸室ブロックの各階に配置する	<input type="checkbox"/> 児童用・開放用とは別に確保する <input type="checkbox"/> ※「学校トイレ工事共通仕様書」による
	35	教職員休憩室 (32㎡)	<input type="checkbox"/> 管理諸室ブロックの一角に配置し、職員室との連携を図る <input type="checkbox"/> 落ち着く場所に配置する	
	36	教職員更衣室 (男女各16㎡)	<input type="checkbox"/> 管理諸室ブロックの一角に配置し、職員室との動線に配慮する <input type="checkbox"/> 配置計画においては防犯上の配慮を行う	<input type="checkbox"/> 更衣室は男女に分け、更衣に十分なスペースをとる <input type="checkbox"/> 人数・男女比の変動に対応できるように可動間仕切り壁とする
	37	多機能トイレ (1個)	<input type="checkbox"/> 1階に設置する <input type="checkbox"/> 体育館との動線に配慮する <input type="checkbox"/> 水道直結管とする	<input type="checkbox"/> ※「学校トイレ工事共通仕様書」による
	37	廊下 階段 踊り場 スロープ	<input type="checkbox"/> 適宜配置 <input type="checkbox"/> 避難計画に外階段を含ませない	<input type="checkbox"/> 廊下幅2.7m(スパン)を基本とする <input type="checkbox"/> メインとなる階段の有効幅を2m確保する <input type="checkbox"/> 隙間等ができないようにし、物品の落下防止に配慮する。 <input type="checkbox"/> 外部や下から姿が見える場合は配慮を要する
	38	昇降機 (1機)	<input type="checkbox"/> 給食室・配膳スペースの近くに配置する <input type="checkbox"/> 地域開放(夜間・休業日)を考慮し、地域ゾーンに配置することも考慮する <input type="checkbox"/> 身障者等の動線に配慮し、利用しやすい位置とする <input type="checkbox"/> 車椅子対応を前提とする	<input type="checkbox"/> ※「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」等に準じる <input type="checkbox"/> 仕様等は別途定める

分類	No	室名 (基準面積)	配置	計画上の留意点	
運動ゾーン	39	体育館 (アリーナ/ステージ) (700/100)	<input type="checkbox"/> 地域(夜間・休業日)を考慮し、地域ゾーンに配置する <input type="checkbox"/> 地域防災の観点から、大型車との連携が可能な位置に配置する <input type="checkbox"/> アリーナ・ステージ・調整室・更衣室・便所・器具庫・倉庫等一体的に設置する <input type="checkbox"/> 体育館近くに、手洗い・水のみ場(うがい)を配置する	<input type="checkbox"/> 公式バレーコート2面・バスケットボールコート1面他競技スペースを確保する <input type="checkbox"/> 6人制バレーコート(18×9m)上で天井高(おおむね7m以上)を確保し、1面でも競技できるよう中央部分に支柱穴を設ける <input type="checkbox"/> 各種競技に対応した照度、発熱量を考慮した十分な換気量を確保する <input type="checkbox"/> ステージ下梁下高さは2m以下とし、各種収納ラックを設置する <input type="checkbox"/> 防音対策を講じる <input type="checkbox"/> 避難所となることを想定し、通風や採光の工夫、天井から照明器具等が落下しない構造とする <input type="checkbox"/> 多機能トイレの設置場所については、校舎計画の動線に考慮した位置とする。 <input type="checkbox"/> 音響設備の電源に「カットリレー」を設ける	
	40	プール (25m×6コース)	<input type="checkbox"/> 校庭の確保、水質の確保、プライバシー保護の面から、屋上設置も可能とする <input type="checkbox"/> 地上面に設置する場合は、日当たり、風通しに留意し、東側に設けることが望ましい <input type="checkbox"/> 騒音等による近隣や他の授業への影響に配慮する <input type="checkbox"/> 職員室・保健室・教室からの動線の関係に留意する <input type="checkbox"/> 水槽・プール付属室を一体的に計画する ※付属室(管理室・更衣室・トイレ・倉庫・機械室)	<input type="checkbox"/> 建物上部に設置する場合、原則として昇降床方式により、水位調整を行う <input type="checkbox"/> 消防水利として使用することを考慮し、計画する <input type="checkbox"/> 非常時の生活用水として利用するための設備も検討する <input type="checkbox"/> 塩素保管庫と物品庫は別にする	
	41	校庭付属施設	<input type="checkbox"/> 校庭での活動に配慮した配置を計画する	<input type="checkbox"/> 石灰庫と物品庫は別にする <input type="checkbox"/> 校庭芝生がある場合は、芝刈機を収納する倉庫を設置する <input type="checkbox"/> 外用トイレを設置する場合は車椅子用トイレとして1個設置とする <input type="checkbox"/> 飼育小屋を設置する場合は、既製品で対応する	
	地域ゾーン	42	地域コミュニティスペース	<input type="checkbox"/> 専用の室は設けず、多目的ルームや、会議室等を兼用する	
		43	防災倉庫(50㎡)	<input type="checkbox"/> 外部より容易にアプローチできる位置とする	

■中学校一各室計画

分類	No	室名(基準面積)	配置	計画上の留意点
生徒・学習ゾーン	1	普通教室	<input type="checkbox"/> 基本的に南面配置とする	<input type="checkbox"/> ICT(インフォメーション アンドコミュニケーションテクノロジー)を活用した授業の想定を行う
	2	ワークスペース (72㎡)	<input type="checkbox"/> 静かで良好な採光、通風等の環境を確保する <input type="checkbox"/> 周辺の教室とのつながりを工夫し、良好な環境を確保する	<input type="checkbox"/> 換気設備は建基法、ビル管法、学校環境衛生基準に準じる(以降、共通事項) <input type="checkbox"/> ワークスペースは少人数学習教室を兼ねる
	3	図書室 (144㎡(準備室含む))	<input type="checkbox"/> 地域開放(夜間・休業日)を考慮し、地域ゾーンの近くに配置する <input type="checkbox"/> 静かで、良好な採光、通風等の環境を確保する <input type="checkbox"/> 学習の中心施設として、パソコン室との一体の学習センター機能をもたせる	<input type="checkbox"/> 自習用スタンドのコンセントを考慮する
	4	パソコン室 (108㎡(準備室含む))	<input type="checkbox"/> 普通教室への転用を考慮し、普通教室に近いところへ計画することが望ましい	<input type="checkbox"/> 盗難等を考慮した防犯対策を講じる <input type="checkbox"/> ハード、ソフト両面にわたり、セキュリティを講じる <input type="checkbox"/> 特に、ほこりへの配慮をおこなう
	5	理科室 (144㎡(準備室含む))	<input type="checkbox"/> グループ学習と実験等の連携した学習ができるしつらえが望ましい <input type="checkbox"/> 直射日光の得られる屋外作業空間を連続して設けることが望ましい <input type="checkbox"/> 屋外の観察園等との関係、移動の際の動線に注意する	<input type="checkbox"/> 実験は小グループ編成とし、4人以下を1グループと想定し、計画する <input type="checkbox"/> 薬品類の保管に配慮し、準備スペースの棚に設ける場合は転倒に配慮する。扉は施錠可能にする <input type="checkbox"/> 観察・栽培のための窓台やコーナーを設けることが望ましい <input type="checkbox"/> 第2理科室を設ける場合は、準備室は第1理科室準備室を共有する
	6	音楽室 (144㎡(準備室含む))	<input type="checkbox"/> 音楽室は地域開放(夜間・休業日)を考慮し、地域ゾーン近くに配置する <input type="checkbox"/> 大型楽器等の収納が可能な十分な容積を持った準備室を設置する <input type="checkbox"/> 体育館への楽器移動等の動線に注意する <input type="checkbox"/> 楽器搬出入のため、出入り戸の幅員は有効で1m以上確保する	<input type="checkbox"/> 防音・遮音対策を講じる <input type="checkbox"/> 音響設備用電源にはカッターリレーを考慮する <input type="checkbox"/> クラス数により第2音楽室を設ける(72㎡)場合の準備室は第1音楽室準備室を共有する。
	7	技術教室 (180㎡(木工室、金工室、準備室含む))	<input type="checkbox"/> 静かで、良好な採光、通風等の環境を確保 <input type="checkbox"/> 直射日光の得られる屋外作業空間が連続して設けることが望ましい	<input type="checkbox"/> 木工用具、金工用具の配置に配慮する <input type="checkbox"/> 材料・ごみ等の搬出入に留意し、搬出入口を設置する <input type="checkbox"/> 工作機械等の騒音・振動・ほこり等による近隣や他の授業への影響に配慮する <input type="checkbox"/> 薬品類の保管に配慮し、準備スペースの棚に設ける場合は転倒に配慮する。扉は施錠可能にする
	8	家庭教室 (144㎡(調理室、被服室、準備室含む))	<input type="checkbox"/> 多目的ルームと隣接させることが望ましい <input type="checkbox"/> 静かで、良好な採光、通風等の環境を確保する	<input type="checkbox"/> 調理・被服実習は4人1グループ対応を考慮し、計画する <input type="checkbox"/> 準備室に洗濯機・乾燥機が設置された場合の対応を考慮する
	9	美術室 (144㎡(準備室含む))	<input type="checkbox"/> 屋外・校庭へ写生にでる等移動の際の動線に留意する <input type="checkbox"/> 静かで、良好な採光、通風等の環境を確保する	<input type="checkbox"/> 材料・ごみ等の搬出入に留意し、搬出入口を設置する <input type="checkbox"/> 工作機械等の騒音・振動・ほこり等による近隣や他の授業への影響に配慮する <input type="checkbox"/> 薬品類の保管に配慮し、準備スペースの棚に設ける場合は施錠可能にする <input type="checkbox"/> 陶芸窯を設置する場合は、スペースを確保する
	10	個別支援室 (18㎡)	<input type="checkbox"/> 普通教室に近いところへ計画することが望ましい	<input type="checkbox"/> 進路指導室を兼ねた計画として1室配置する

分類	No	室名(基準面積)	配置	計画上の留意点
生徒・学習ゾーン	11	特別支援学級等	<input type="checkbox"/> 原則1階に配置する	<input type="checkbox"/> 設備対応の留意点
			<input type="checkbox"/> 昇降口から教室までの動線に配慮する	<input type="checkbox"/> 【共通】ICTを活用した授業を想定する
			<input type="checkbox"/> 静かで、良好な採光、通風等の環境を確保する	<input type="checkbox"/> ※「特別支援学級設計標準仕様」参照
			<input type="checkbox"/> 便所を近くに配置するか室内に設け、手洗いへの動線に注意する	<input type="checkbox"/> 嗅覚・聴覚・視覚等が敏感な児童のため、防音対策や給食調理室、理科室等の特別教室との配置に配慮する。
生徒・生活ゾーン	12	多目的ルーム (216㎡)	<input type="checkbox"/> 地域開放(夜間・休業日)を考慮し、地域ゾーンの近くに配置する	<input type="checkbox"/> 多目的利用に対応できる計画にする
			<input type="checkbox"/> 給食室・家庭科室に隣接させて配置することが望ましい	<input type="checkbox"/> 配膳コーナーを設置する
			<input type="checkbox"/> 静かで、良好な採光、通風等の環境を確保する	<input type="checkbox"/> 異学年との交流給食、高齢者とのふれあい給食、親子給食に対応させる 【保留】
				<input type="checkbox"/> 2学年合同で食事ができる座席数を確保することが望ましい
				<input type="checkbox"/> 防音に配慮する
				<input type="checkbox"/> ※「給食室設計仕様書」参照
	13	展示コーナー	<input type="checkbox"/> 単独用途のスペースとするのではなく、児童等の生活ゾーンとして利用できるよう配慮する	<input type="checkbox"/> 作品展示のためのフック、ガラスケース等の設置に配慮する
				<input type="checkbox"/> 作品への照明設備を考慮する
				<input type="checkbox"/> 全てを展示できない場合の保管場所を設ける
				<input type="checkbox"/> 統合による改築の場合は特に考慮する
14	生徒会室 (36㎡)	<input type="checkbox"/> 印刷室・管理諸室に近接させるよう考慮する	<input type="checkbox"/> 教師との連絡が取りやすく、各教室からの動線に配慮する	
15	生徒用昇降口	<input type="checkbox"/> 校門から昇降口へ回り込むアプローチは避ける	<input type="checkbox"/> 防犯カメラの設置を考慮する	
		<input type="checkbox"/> 校庭、教室などを横切らない	<input type="checkbox"/> 災害時特設公衆電話配線の設置を想定する	
		<input type="checkbox"/> 履き替え方式なので、昇降口、校庭、アプローチの配置関係に留意する		
		<input type="checkbox"/> 短い時間に全校児童が出入りできる動線と校舎、校庭等の配置に留意する		
		<input type="checkbox"/> 複数の昇降口の設置も検討する		
		<input type="checkbox"/> 下駄箱の配置に特に留意する		
16	生徒用便所	<input type="checkbox"/> ゾーニング、動線に留意し、ブロック毎に適宜設置する	<input type="checkbox"/> ※「学校トイレ工事共通仕様書」による	
			<input type="checkbox"/> 職員外来用・地域開放用は別に確保する	
17	手洗所・水場他	<input type="checkbox"/> ゾーニング、動線に留意し、ブロック毎に適宜設置する	<input type="checkbox"/> 職員外来用・地域開放用は別に確保する	
		<input type="checkbox"/> 通気性に留意し、給食室、食堂、家庭科室との位置関係に特に留意する	<input type="checkbox"/> 気持ちのよい、より明るい暖かみのある雰囲気留意する	
		<input type="checkbox"/> 校庭に整備する(水道直結管を使用する)		
18	生徒用更衣室 (72㎡)	<input type="checkbox"/> 教室からの動線に注意する	<input type="checkbox"/> 男女別に設ける(36㎡×2)	
			<input type="checkbox"/> 非常時対応として、通報設備を考慮する	

分類	No	室名(基準面積)	配置	計画上の留意点
生徒・生活	19	帰宅困難生徒用備蓄倉庫 (18㎡)	<input type="checkbox"/> 直射日光が当たらないようにする	<input type="checkbox"/> 湿気等に注意する
				<input type="checkbox"/> 備蓄品の荷重を想定する
職員・管理ゾーン	20	職員室 (144㎡)	<input type="checkbox"/> 校庭に面し、防犯上の配慮をする	<input type="checkbox"/> OAフロア仕様とする
			<input type="checkbox"/> 校長室・事務室に近い位置にあり、機能的な連携をとれるようにする	<input type="checkbox"/> 情報のセンター的役割と外部機関との情報発信の機能をもたせる
			<input type="checkbox"/> 主事室・湯沸し室との位置関係に留意する	<input type="checkbox"/> 個人情報等、各種重要資料を保管する家具等を設置するスペースを確保する
			<input type="checkbox"/> 校庭・アプローチなどの見通しがよく、校内各所への移動に配慮する	<input type="checkbox"/> 防犯カメラのモニターを設置する
			<input type="checkbox"/> 外来者に分かり易く、来客用玄関から連絡の良い位置に計画する	
	21	校長室 (36㎡)	<input type="checkbox"/> 校庭に面し、防犯上の配慮をする	<input type="checkbox"/> 個人情報及び管理等、各種重要資料を保管する家具等の設置スペースも確保する
			<input type="checkbox"/> 職員室・事務室に近い位置にあり、機能的な連携をとれるようにする	<input type="checkbox"/> 大型耐火金庫の荷重を想定する
			<input type="checkbox"/> 主事室との位置関係に留意する	<input type="checkbox"/> 学校の歴史(歴代校長写真等)に関する資料を保管、展示できるスペースも確保する
			<input type="checkbox"/> 配置計画では、防犯上の配慮を行う	<input type="checkbox"/> 少人数での打合せや、保護者等の面会が可能な机・椅子等がおけるスペースを確保する。
	22	事務室 (36㎡(事務物品倉庫を含む))	<input type="checkbox"/> 受付として来客用玄関 又は 生徒用昇降口に隣接させる	<input type="checkbox"/> 来館用玄関と生徒用昇降口は事務室と主事室のいずれかに面している
			<input type="checkbox"/> 校長室・職員室に近い位置にあり、機能的な連携をとれるようにする	<input type="checkbox"/> 金銭の出納を行うので、他の諸室とは区切る
			<input type="checkbox"/> 外来者にわかり易い位置に配置にする	<input type="checkbox"/> 事務物品倉庫との連携を図る
<input type="checkbox"/> 配置計画では、防犯上の配慮を行う				
23	主事室 (36㎡(主事用倉庫を含む))	<input type="checkbox"/> 受付として来客用玄関 又は 生徒用昇降口に隣接させる	<input type="checkbox"/> 来館用玄関と生徒用昇降口は事務室と主事室のいずれかに面する	
		<input type="checkbox"/> 校長執務スペースとの連携に留意する	<input type="checkbox"/> 用務用倉庫を用意する	
		<input type="checkbox"/> 外来者にわかり易い位置に配置する	<input type="checkbox"/> 休憩、更衣用の室を確保する	
		<input type="checkbox"/> 直ちに屋外に出られる位置とする	<input type="checkbox"/> 防犯カメラのモニターを設置する	
		<input type="checkbox"/> 開放施設に近いことが望ましい		
24	会議室 (36㎡)	<input type="checkbox"/> 校長室・職員室・保健室との動線に留意する		
25	地域・学校会議室 (36㎡)	<input type="checkbox"/> 昇降口・トイレに近接させる	<input type="checkbox"/> PTA関連資料を保管するスペースと家具を確保する	
26	印刷室 (36㎡)	<input type="checkbox"/> 職員室に近接させる	<input type="checkbox"/> 機器設置スペース・作業スペース・用紙・教材保管スペースを確保する	
27	放送室 (36㎡)	<input type="checkbox"/> 校庭に面し、容易に出入りができるようにする	<input type="checkbox"/> スタジオ室と機器操作室とを間仕切りにより2室で利用することが望ましい	
		<input type="checkbox"/> 職員室近くの位置に配置する	<input type="checkbox"/> 防音・遮音対策を講じる	
			<input type="checkbox"/> 非常時対応として、盗難等を考慮した防犯措置を講ずる	
28	湯沸スペース (面積として加算しない)	<input type="checkbox"/> 職員室、主事室に設ける		
29	倉庫・教材室	<input type="checkbox"/> 目的別・収納品ごとに、何箇所かに設置する	<input type="checkbox"/> 投票所となっている場合、物品庫を置くスペースに配慮する	
		<input type="checkbox"/> 外部から入る用務用倉庫(作業スペース含む)を設置する	<input type="checkbox"/> 設備等取り扱い説明書及び竣工図を保管するスペースを確保する。	
		<input type="checkbox"/> 共通の教材庫・備品倉庫を管理諸室ブロックに配置する		

分類	No	室名(基準面積)	配置	計画上の留意点
職員・管理ゾーン	30	保健室 (96㎡)	<input type="checkbox"/> 管理諸室、特に職員室の近くに配置する <input type="checkbox"/> 校庭に面する位置で、救急車、検診車が横付け可能な位置とする <input type="checkbox"/> 教育相談室と隣接させることが望ましい <input type="checkbox"/> 静かで、良好な採光、通風などの環境を確保できる位置に計画する <input type="checkbox"/> 健康教育の中心として、児童の日常動線上にあって、目に触れるよう配置する <input type="checkbox"/> 効率的な健康診断のため、2箇所の出入り口、コーナー等を設置する	<input type="checkbox"/> 洗濯機が設置された場合の対応を考慮する
	31	教育相談室 (スクールカウンセラー室) (36㎡)	<input type="checkbox"/> 静かで、良好な採光、通風等の環境を確保する <input type="checkbox"/> 保健室と隣接させることが望ましい <input type="checkbox"/> 昇降口から教育相談室までの動線に配慮する	<input type="checkbox"/> 小会議スペースとしても使用できるようにする <input type="checkbox"/> 防音に配慮する <input type="checkbox"/> 相談員は曜日を変えて1名が配置されているので、複数室用意する必要はない。
	32	給食室 (250㎡～)	<input type="checkbox"/> 1階に設置し、上部に体育館・プールは避けることが望ましい <input type="checkbox"/> 給食室からの生ごみ、不燃ごみ、ダンボール等の処理スペースは、検収室の近くに計画する <input type="checkbox"/> エレベーターに近接させる <input type="checkbox"/> 形状は、長方形とする <input type="checkbox"/> 教室のある各階に配膳室を設置する <input type="checkbox"/> 水道直結管とする	<input type="checkbox"/> ※「給食室設計仕様書」参照 <input type="checkbox"/> 配膳車の出入り口と、便所や体育館の出入り口や、昇降口など外部への動線に近い場所とは隣接させない。 <input type="checkbox"/> 多目的ルームと動線上の配慮を行う <input type="checkbox"/> 生徒の登下校と車両(食材、清掃車等)の動線に配慮する <input type="checkbox"/> 天井からの埃の落下、外部からの埃などの侵入に留意する <input type="checkbox"/> 計画数以上の配食に備え、変更が容易な室を隣接させることも想定する。
	33	職員・来客用昇降口	<input type="checkbox"/> 主事室横又は事務室横に設置する <input type="checkbox"/> 校門から昇降口へ回り込むアプローチは避ける <input type="checkbox"/> 校庭、教室などを横切らない配置とする	<input type="checkbox"/> 連絡用インターホン設備の設置を考慮する
	34	職員・来客用便所	<input type="checkbox"/> 管理諸室ブロックの各階に配置する	<input type="checkbox"/> 生徒用・開放用とは別に確保する <input type="checkbox"/> ※「学校トイレ工事共通仕様書」による
	35	教職員休憩室 (36㎡)	<input type="checkbox"/> 管理諸室ブロックの一角に配置し、職員室との連携を図る <input type="checkbox"/> 落ち着く場所に配置する	
	36	教職員更衣室 (男女各18㎡)	<input type="checkbox"/> 管理諸室ブロックの一角に配置し、職員室との動線に配慮する <input type="checkbox"/> 配置計画においては防犯上の配慮を行う	<input type="checkbox"/> 更衣室は男女に分け、更衣に十分なスペースをとる <input type="checkbox"/> 人数・男女比の変動に対応できるように可動間仕切り壁とする
	37	多機能トイレ (1個)	<input type="checkbox"/> 1階に設置する <input type="checkbox"/> 体育館との動線に配慮する <input type="checkbox"/> 水道直結管とする	<input type="checkbox"/> ※「学校トイレ工事共通仕様書」による
38	廊下 階段 踊り場 スロープ	<input type="checkbox"/> 適宜配置 <input type="checkbox"/> 避難計画に外階段を含ませない	<input type="checkbox"/> 廊下幅(スパン)2.7mを基本とする <input type="checkbox"/> メインとなる階段の有効幅を2m確保する <input type="checkbox"/> 隙間等ができないようにし、物品の落下防止に配慮する。 <input type="checkbox"/> 外部や下から姿が見える場合は配慮を要する	

分類	No	室名(基準面積)	配置	計画上の留意点		
職員・管理ゾーン	39	昇降機 (1基)	<input type="checkbox"/> 給食室・配膳スペースの近くに配置する	<input type="checkbox"/> ※「世田谷区ユニバーサル推進条例」等に準じる		
			<input type="checkbox"/> 地域開放(夜間・休業日)を考慮し、地域ゾーンに配置することも考慮する	<input type="checkbox"/> 仕様等は別途定める		
			<input type="checkbox"/> 身障者等の動線に配慮し、利用しやすい位置とする			
			<input type="checkbox"/> 車椅子対応を前提とする			
運動ゾーン	40	体育館 (アリーナ/ステージ) (900/100)	<input type="checkbox"/> 地域(夜間・休業日)を考慮し、地域ゾーンに配置する	<input type="checkbox"/> 公式バレーコート2面・バスケットボールコート1面他競技スペース確保する		
			<input type="checkbox"/> 地域防災の観点から、大型車との連携が可能な位置に配置する	<input type="checkbox"/> 6人制バレーコート(18×9m)上で天井高(おおむね7m以上)を確保し、1面でも競技できるよう中央部分に支柱穴を設ける		
			<input type="checkbox"/> アリーナ・ステージ・調整室・更衣室・便所・器具庫・倉庫等一体的に設置する	<input type="checkbox"/> 各種競技に対応した照度、発熱量を考慮した十分な換気量を確認する		
			<input type="checkbox"/> 体育館近くに、手洗い・水のみ場(うがい)を配置する	<input type="checkbox"/> ステージ下梁下高さは2m以下とし、各種収納ラックを設置する		
				<input type="checkbox"/> 防音対策を講じる		
				<input type="checkbox"/> 避難所となることを想定し、通風や採光の工夫、天井から照明器具等が落下しない構造とする		
				<input type="checkbox"/> 多機能トイレの設置場所については、校舎計画の動線に考慮した位置とする。		
				<input type="checkbox"/> 音響設備の電源に「カットリレー」を設ける		
			41	格技室 (350㎡)	<input type="checkbox"/> 地域(夜間・休業日)を考慮し、地域ゾーンに配置する	<input type="checkbox"/> 格技場には整形性(柔道用コート:正方形)を持たせる
						<input type="checkbox"/> 各種競技に対応した照度、発熱量を考慮した十分な換気量を確認する
						<input type="checkbox"/> 器具庫は器具等の種類に応じ出し入れできるよう分類保管する
						<input type="checkbox"/> 柔剣道兼用の場合、柔道用の畳の出し入れ収納に留意する
	<input type="checkbox"/> 体育館・更衣室・便所等と一体的に計画する					
	<input type="checkbox"/> 防音対策を講じる					
42	プール (25m×6コース)	<input type="checkbox"/> 校庭の確保、水質の確保、プライバシー保護の面から、屋上設置も可能とする	<input type="checkbox"/> 消防水利として使用することを考慮し、計画する			
		<input type="checkbox"/> 地上面に設置する場合、日当たり、風通しに留意し、東側に設けることが望ましい	<input type="checkbox"/> 非常時の生活用水として利用するための設備も検討する			
		<input type="checkbox"/> 騒音等による近隣や他の授業への影響に配慮する	<input type="checkbox"/> 塩素保管庫と物品庫は別にする			
		<input type="checkbox"/> 職員室・保健室・教室からの動線の関係に留意する				
		<input type="checkbox"/> 水槽・プール付属室を一体的に計画する				
		※付属室(管理室・更衣室・便所・倉庫・機械室)				
43	校庭付属施設	<input type="checkbox"/> 校庭での活動に配慮した配置を計画する	<input type="checkbox"/> 石灰庫と物品庫別にする			
			<input type="checkbox"/> 校庭芝生がある場合は、芝刈機を収納する倉庫を設置する			
			<input type="checkbox"/> 外用トイレを設置する場合は車椅子用トイレとして1個設置とする			
			<input type="checkbox"/> 飼育小屋を設置する場合は、既製品で対応する			
地域ゾーン	44	地域コミュニティスペース	<input type="checkbox"/> 専用の室は設けず、多目的ルームや、会議室等を兼用する			
	45	防災倉庫(50㎡)	<input type="checkbox"/> 外部より容易にアプローチできる位置とする			

第3章 標準仕様書

1. 概要

改築計画を進めるにあたり、標準設計指針に従い、各室計画に必要な諸室種類とその内容を示す。

本仕様書を標準とすることにより、配置や建築・設備計画の一定水準を示すものである。本指針は原則的なものであり、標準化によって学校施設の計画の画一化を促すものではない。

各諸室の内装仕上材や各設備、什器・備品等については、各校の計画の中で、検討期間や工事費用との調整を行いながら、必要に応じて検討及び仕様の変更を伴うものとする。

変更の際には、変更箇所を明記した上で、承認を得、実施設計に反映させることとする。

2. 標準仕様書の取り扱い

各室について標準的な仕様一覧を次に示す。

これらの仕様は、一般に考えうる仕様を記載し、特別教室等については用途に合った諸設備を記載している。記載内容は原則的なものであり、実際の計画段階においては、必要に応じて検討及び仕様の変更を伴うものとする。

表中の符号等についての凡例は以下のとおり。

建築関連(内装仕上)			
床	FL - フローリング	巾木	W - 木巾木
	TC - タイルカーペット		V - ビニル巾木
	VT+FF - ビニル床タイル +フリーアクセスフロア		SUS - ステンレス
	VS - ビニルシート ※4		T - 磁器質タイル
	T - 磁器質タイル		SP - スチールパネル
	RT - ゴムタイル		GB 塗 - 石膏ボード・塗装
	天井 ※3		GB-D - 化粧石膏ボード
GB-PD - 化粧石膏吸音ボード		T - 磁器質タイル	
ケイカル板-ケイ酸カルシウム板		SP - スチールパネル	
(EP - 合成樹脂エマルジョンペイント		化ケイカル板-化粧ケイ酸カルシウム板	
(CPP - 結露防止塗材)			
RB - 岩綿吸音板			

※1 石膏ボードは、準不燃、不燃、硬質、防水の種類を適切に採用する。

※2 下地石膏ボード等の仕上は、EP 塗装、クロス、複層仕上塗装などから選択する。

※3 天井仕上げは、RB (岩綿吸音板) を除き、一枚張りとする。

※4 ビニルシートは、ノンスリップ、耐熱、耐薬品仕様などに注意する。

電気設備		空調機械設備	
照明	500 - 500lx	換気設備	○ - 全熱交換機能付
	300 - 300lx		△ - 換気扇
	◎ - 照度センサを検討	空調設備	○ - ヒートポンプエアコン
	○ - 一人感センサ	給排水衛生設備	
コンセント	○ - 設置	流し台等	
	◎ - 使用機器に見合った設備を検討	HB - 手洗・洗面器(カウンターなし)	
弱電設備		HL - 流し台(SUS製)	
情報通信	○ - 設置	SK - 洗濯用シンク(トイレ等に設置)	
	◎ - 必要に応じて設備検討	K - ガス台付きキッチン	
		S - シンク(作業台付)	
		給湯	
		○ - 温水	
		△ - 微温水	

☆:個別対応

3. 各室仕上げ・設備概要の取り扱い

(1) 小学校の各室計画

分類	No	室名	基準面積 (㎡)	建築関連(内装仕上)			電気設備			弱電設備					空調機械		給排水		
				床	巾木	腰・壁	天井	照明	コンセント	他	非常用インターホ	スリッパ	LANアウトレット	TV	自火報	機械警備用	換気・空調	流し台等	給湯
児童・学習ゾーン	1	普通教室	64	FL	W	GB塗	GB-PD	500/◎	○	—	○	○	○	○	○	—	△・○	—	—
	2	ワークスペース (将来対応普通教室)	64	FL	W	GB塗	GB-PD	500/◎	○	—	○	○	○	○	○	—	△・○	—	—
	3	図書室 (基準面積に準備室含)	128	FL	W	GB塗	GB-PD	500/—	○	—	○	○	○	—	○	—	○・○	HB	—
	4	パソコン室 (基準面積に準備室含)	96	VT+FF	V	GB塗	GB-PD	500/—	◎	OA床対応	○	○	◎	—	○	○	○・○	—	—
	5	理科室 (基準面積に準備室含)	128	VS	V	GB塗	GB-D	500/—	○	—	○	○	○	○	○	—	△・○	HL	△(HLのみ)
	6	音楽室[第一(高学年)/第二(低学年)] (準備室含)	128/64	FL	W	有孔ベニヤ	RB	500/—	◎	音響	○	○	○	○	○	—	○・○	—	—
	7	図工室 (基準面積に準備室・作品庫含)	144	VS	V	GB塗	GB-D	500/—	◎	—	○	○	○	—	○	—	△・○	HL	△(HLのみ)
	8	家庭科室 (基準面積に準備室含)	128	VS	V	GB塗	GB-D	500/—	◎	—	○	○	○	—	○	—	△・○	HL・洗濯機	△(HLのみ)
	—	各室準備室(パソコン準備室を除く)	(上記に含む)	VS	V	GB塗	GB-D	300/—	○	—	—	○	○	—	○	—	△・—	HB(家庭科のみK)	—
	9	特別支援学級等 ※1	適宜	FL	W	GB塗	GB-PD	500/—	◎	音響(必要に応じ)	○	○	○	○	○	—	△・○	別途仕様による	
10	個別支援室	16	VS	V	GB塗	GB-D	300/—	○	—	○	○	—	—	○	—	△・○	—	—	
児童・生活ゾーン	11	多目的ルーム	192	FL	W	GB塗	GB-PD	500/—	◎	音響	○	○	○	○	○	—	△・○	手洗場	—
	12	展示コーナー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	13	児童会室	32	VS	V	GB塗	GB-D	500/—	○	—	○	○	—	○	—	△・○	—	—	
	14	児童用昇降口	適宜	(下履)T/(上履き)VS	(下履)T/(上履き)V	GB塗	GB-D	200/○	○	—	—	○	—	—	○	○	—	—	—
	15	児童用便所 ※2	適宜	VS	床材立上	T・GB塗	ケイカル板+EP	200/○	○	—	—	○	—	—	○	—	△・○	別途仕様による※1	
	16	手洗所・水場他	—	VS	V	GB塗	GB-D	200/○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	HL	—
	17	児童用更衣室	64	VS	V	GB塗	GB-D	200/—	○	—	○	○	—	—	○	—	△・○	—	—
	18	帰宅困難児童用備蓄倉庫	16	VS(無)	V(無)	GB塗(無)	GB-D(無)	200/—	○	—	—	—	—	—	○	—	△・—	—	—
	19	新BOP室	192	FL(主要室)	W(主要室)	GB塗	GB-PD	500/—	○	—	◎	○	○	○	○	—	△・○	K・SK・洗濯機	○
職員・管理ゾーン	20	職員室	128	VT+FF	V	GB塗	GB-D	500/—	◎	OA床対応	◎	○	○	○	◎	○	○・○	K	○
	21	校長室	32	VT+FF	V	GB塗	GB-D	500/—	◎	OA床対応	—	○	○	○	○	○	○・○	S	—
	22	事務室 (基準面積に事務物品倉庫を含む)	32	VT+FF	V	GB塗	GB-D	500/—	◎	OA床対応	—	○	○	○	○	○	○・○	S	—
	23	主事室 (基準面積に主事用倉庫を含む)	32	VS	V	GB塗	GB-D	300/—	○	—	—	○	—	○	◎	○	△・○	K・洗濯機	○
	24	会議室	32	VS	V	GB塗	GB-PD	500/—	○	—	—	○	○	—	○	—	△・○	—	—
	25	地域・学校会議室	32	VS	V	GB塗	GB-D	500/—	○	—	—	○	○	—	○	—	△・○	S	—
	26	印刷室	32	VS	V	GB塗	GB-D	300/—	◎	—	—	○	—	—	○	—	△・—	—	—
	27	放送室	32	VT+FF	V	有孔ベニヤ	GB-PD	☆	◎	音響	○	○	○	○	○	—	△・○	—	—
	28	湯沸スペース	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	△・—	K	○
	29	倉庫・教材室	適宜	VS(無)	V(無)	GB塗(無)	GB-D(無)	200/—	○	—	—	—	—	—	○	—	△・—	—	—
	30	保健室	96	VS	V	GB塗	GB-D	500/☆	◎	—	○	○	○	—	○	○	○・○	K・SK・洗濯機	○
	31	教育相談室(スクールカウンセラー室)	32	VS	V	GB塗	GB-D	500/☆	○	—	○	○	○	—	○	—	△・○	—	—
	32	給食室 (諸室含む) ※3	(別表による)	厨房用VS	床材立上	化ケイカル板	ケイカル板+CPP	500/☆	◎	—	—	○	○	—	○	○	☆・○	別途仕様による※3	
	—	配膳室	16	VS	V	GB塗	GB-D	200/—	○	—	—	○	—	—	○	—	△・—	別途仕様による※3	
	33	職員・来客用昇降口	適宜	(下履)T/(上履き)VS	(下履)T/(上履き)V	GB塗	GB-D	200/○	○	—	—	○	—	—	○	○	—	—	—
	34	職員・来客用便所 ※2	適宜	VS	床材立上	T・GB塗	ケイカル板+EP	200/○	○	—	—	○	—	—	○	—	△・—	別途仕様による※2	
	—	多機能トイレ ※2	適宜	VS	床材立上	T・GB塗	ケイカル板+EP	200/○	○	—	—	○	—	—	○	—	△・—	別途仕様による※2	
	35	教職員休憩室	32	VS	V	GB塗	GB-D	200/—	○	—	—	○	—	—	○	—	△・○	HB	—
36	教職員更衣室	男女各16	VS	V	GB塗	GB-D	200/—	○	—	—	○	—	—	○	—	△・—	—	シャワー	
37	廊下・階段・踊り場・スロープ	適宜	VS	V	GB塗	GB-D	200/○	○	—	—	○	—	—	○	○	—	—	—	
38	昇降機	1基	RT	SP	SP	SP	メーカーに準じる			適宜(地震・火災・停電・遠隔等)					—	—	—		
運動	39	体育館(アリーナ/ステージ)	700/100	体育用FL	W(無)	有孔ベニヤ	無	500/—	◎	☆	○	○	○	—	○	○	△・—	—	—
	40	プール	25m×6コース	防滑性VS	—	—	—	—	◎	—	—	○	—	—	—	○	—	—	△(シャワー)
	—	プール付属室(監視室、更衣室、トイレ) (通路等共用部を含む)	120	防滑性VS	床材立上	GB塗	ケイカル板+EP	200/—	◎	監視室に音響	—	○	—	—	○	—	監視室にエアコン	HB(監視室)	—
	—	〃 (倉庫、機械室、プールピット)	50	—	—	—	—	200/—	○	—	—	—	—	○	—	△・—	HB	—	
41	校庭付属施設	適宜	コンクリート又はモルタル金ゴテ			—	200/—	○	☆	—	○	—	—	○	—	△・—	—	—	
地域	42	防災倉庫	50	コンクリート又はモルタル金ゴテ			—	200/—	○	—	—	—	—	○	—	△・除湿機	—	—	

※1 特別支援学級設計標準仕様(詳細版)による。

※2 学校トイレ工事共通仕様書による。

※3 給食室設計仕様書による。

ダウンライト、誘導灯はLED

※機械警備:1階の居室は全て

※内装については、用途やコスト等を検討し、適切なものを選択すること。

(2) 中学校の各室計画

分類	No	室名	基準面積 (㎡)	建築関連(内装仕上)				電気設備			弱電設備					空調機械		給排水	
				床	巾木	腰・壁	天井	照明	コンセント	他	非常用インターホン	スピーカー	LANアウトレット	TV	自火報	機械警備用	換気・空調	流し台等	給湯
生徒・学習ゾーン	1	普通教室	72	FL	W	GB塗	GB-PD	500/◎	○	—	○	○	○	○	○	—	△・○	—	—
	2	ワークスペース (将来対応普通教室)	72	FL	W	GB塗	GB-PD	500/◎	○	—	○	○	○	○	○	—	△・○	—	—
	3	図書室 (基準面積に準備室含む)	144	FL	W	GB塗	GB-PD	500/—	○	—	○	○	—	○	—	○・○	HB	—	
	4	パソコン室 (基準面積に準備室含む)	108	VT+FF	V	GB塗	GB-PD	500/—	◎	OA床対応	○	○	◎	—	○	○・○	—	—	
	5	理科室 (基準面積に準備室含む)	144	VS	V	GB塗	GB-D	500/—	○	—	○	○	○	○	○	—	△・○	HL	△(HLのみ)
	6	音楽室 (基準面積に準備室含む)	144	FL	W	有孔ベニヤ	RB	500/—	◎	音響	○	○	○	○	○	—	○・○	—	—
	7	技術室 (基準面積に準備室含む)	180	VS	V	GB塗	GB-D	500/—	◎	—	○	○	○	—	○	—	○・○	HL	—
	8	家庭科室 (基準面積に準備室含む)	144	VS	V	GB塗	GB-D	500/—	◎	—	○	○	○	—	○	—	△・○	HL・洗濯機	△(HLのみ)
	9	美術室 (基準面積に準備室含む)	144	VS	V	GB塗	GB-D	300/—	◎	—	—	○	○	—	○	—	△・○	HL	△(HLのみ)
	—	各室準備室(パソコン準備室を除く)	(上記に含む)	VS	V	GB塗	GB-D	300/—	○	—	—	○	○	—	○	—	△・—	HB(家庭科のみK)	—
	10	特別支援学級等 ※1	適宜	FL	W	GB塗	GB-PD	500/—	◎	音響(必要に応じ)	○	○	○	○	○	—	△・○	別途仕様による※1	
11	個別支援室	18	VS	V	GB塗	GB-D	300/—	○	—	○	○	—	—	○	—	△・○	—	—	
生徒・生活ゾーン	12	多目的ルーム	216	FL	W	GB塗	GB-PD	500/—	◎	音響	○	○	○	○	○	—	△・○	手洗場	—
	13	展示コーナー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	14	生徒会室	36	VS	V	GB塗	GB-D	500/—	○	—	○	○	—	○	—	△・○	—	—	
	15	生徒用昇降口	適宜	(下履)T/(上履き)VS	(下履)T/(上履き)V	GB塗	GB-D	200/○	○	—	—	○	—	—	○	○	—	—	—
	16	生徒用便所 ※2	適宜	VS	床材立上	T・GB塗	ケイカル板+EP	200/○	○	—	—	○	—	—	○	—	△・—	別途仕様による※2	
	17	手洗所・水場他	—	VS	V	GB塗	GB-D	200/○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	HL	—
	18	生徒用更衣室	72	VS	V	GB塗	GB-D	200/—	○	—	○	○	—	—	○	—	△・—	—	—
	19	帰宅困難生徒用備蓄倉庫	18	VS(無)	V(無)	GB塗(無)	GB-D(無)	200/—	○	—	—	—	—	—	○	—	△・—	—	—
	職員・管理ゾーン	20	職員室	144	VT+FF	V	GB塗	GB-D	500/—	◎	OA床対応	◎	○	○	○	◎	○	○・○	K
21		校長室	36	VT+FF	V	GB塗	GB-D	500/—	◎	OA床対応	—	○	○	○	○	○	○・○	S	—
22		事務室 (基準面積に事務物品倉庫を含む)	36	VT+FF	V	GB塗	GB-D	500/—	◎	OA床対応	—	○	○	○	○	○	○・○	S	—
23		主事室 (基準面積に主事用倉庫を含む)	36	VS	V	GB塗	GB-D	300/—	○	—	—	○	—	○	◎	○	○・○	K・洗濯機	○
24		会議室	36	VS	V	GB塗	GB-PD	500/—	○	—	—	○	○	—	○	—	△・○	—	—
25		地域・学校会議室	36	VS	V	GB塗	GB-D	500/—	○	—	—	○	○	—	○	—	△・○	S	—
26		印刷室	36	VS	V	GB塗	GB-D	300/—	◎	—	—	○	—	—	○	—	△・○	—	—
27		放送室	36	VT+FF	V	有孔ベニヤ	GB-PD	☆	◎	音響	○	○	○	—	○	—	△・○	—	—
28		湯沸スペース	—	—	—	—	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	△・—	K	○
29		倉庫・教材室	適宜	VS(無)	V(無)	GB塗(無)	GB-D(無)	200/—	○	—	—	—	—	—	○	—	△・—	—	—
30		保健室	96	VS	V	GB塗	GB-D	500/☆	◎	—	○	○	○	—	○	○	○・○	K・SK・洗濯機	○
31		教育相談室(スクールカウンセラー室)	36	VS	V	GB塗	GB-D	500/☆	○	—	○	○	○	—	○	—	△・○	—	—
32		給食室 (諸室含む) ※3	(別表による)	厨房用VS	床材立上	化ケイカル板	ケイカル板+CPP	500/☆	◎	—	—	○	○	—	○	○	☆・○	別途仕様による※3	
		配膳室	18	VS	V	GB塗	GB-D	200/—	○	—	—	○	—	—	○	—	△・—	別途仕様による※3	
33		職員・来客用昇降口	適宜	(下履)T/(上履き)VS	(下履)T/(上履き)V	GB塗	GB-D	200/○	○	—	—	○	—	—	○	○	—	—	—
34		職員・来客用便所 ※2	適宜	VS	床材立上	T・GB塗	ケイカル板+EP	200/○	○	—	—	○	—	—	○	—	△・—	別途仕様による※2	
		多機能トイレ ※2	適宜	VS	床材立上	T・GB塗	ケイカル板+EP	200/○	○	—	—	○	—	—	○	—	△・—	別途仕様による※2	
35		教職員休憩室	36	VS	V	GB塗	GB-D	200/—	○	—	—	○	—	—	○	—	△・○	HB	—
36	教職員更衣室	男女各18	VS	V	GB塗	GB-D	200/—	○	—	—	○	—	—	○	—	△・—	—	シャワー	
37	廊下・階段・踊り場・スロープ	適宜	VS	V	GB塗	GB-D	200/○	○	—	—	○	—	—	○	○	—	—	—	
38	昇降機	1基	RT	SP	SP	SP	メーカーに準じる			適宜(地震・火災・停電・遠隔等)					—	—	—		
運動	39	体育館(アリーナ/ステージ)	900/100	体育用FL	W(無)	有孔ベニヤ	無	500/—	◎	☆	○	○	○	—	○	○	△・—	—	—
	40	格技室	350	体育用FL	W(無)	有孔ベニヤ	適宜	500/—	◎	—	○	○	—	—	○	○	△・—	—	—
	41	プール	25m×6コース	防滑性VS	—	—	—	—	◎	—	—	○	—	—	—	○	—・—	—	△(シャワー)
		プール付属室(監視室、更衣室、トイレ) (通路等共用部を含む)	120	防滑性VS	床材立上	GB塗	ケイカル板+EP	300/—	◎	監視室に音響	○	○	—	—	○	—	監視室にエアコン	HB(監視室)	—
		〃 (倉庫、機械室、プールピット)	50	—	—	—	—	200/—	○	—	—	—	—	—	○	—	△・—	HB	—
42	校庭付属施設	適宜	コンクリート又はモルタル金ゴテ				200/—	○	☆	—	○	—	—	○	—	△・—	—	—	
地域	43	防災倉庫	50	コンクリート又はモルタル金ゴテ				200/—	○	—	—	—	—	—	○	—	△・除湿機	—	—

※1 特別支援学級設計標準仕様(詳細版)による。

ダウンライト、誘導灯はLED

※機械警備:1階の居室は全て

※2 学校トイレ工事共通仕様書による。

※3 給食室設計仕様書による。

※ 内装については、用途やコスト等を検討し、適切なものを選択すること。

第4章 資料編

法規関連資料

- 小学校・中学校 施設整備に関する法令等について
- 小学校・中学校 施設整備に関する法令一覧

その他資料

- 小学校・中学校 施設整備に関する その他事業等について
-

■小学校・中学校 施設整備に関する法令等について

1. 関連法規の概要

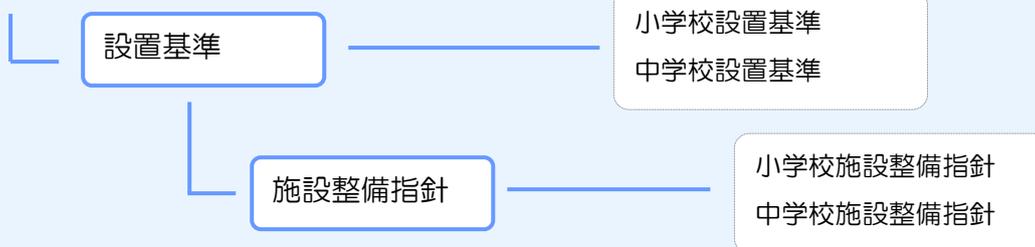
(1) 学校施設整備全般

- ・小・中学校の施設整備を行う場合、施設計画から諸室の寸法に関わる主な法規・省令・答申は以下のようなものがあります。
- ・学校設置については、「**学校教育法第3条**」以下のように明記されています。

第3条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

- ・これに基づき定められた設置基準が、「**設置基準**」といった省令となります。
ここでは、編制(一学級の児童数 等)・施設及び設備について示され、具体的には**後者運動場の面積画の面積と**定められています。
- ・また、文部科学省が示す学校施設の計画・設計上の指針として、「**施設整備指針**」があります。
これは教育内容・教育方法等の多様化への対応など学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために示されており、時代の流れに伴い変化する学校の在り方等に対応した新しい施設整備の具体的な在り方について検討されています。そして**平成21年3月**に現在の最終改訂版が発行されています。
ここでは、施設計画から構造・設備に至るまで幅広い内容に関する留意事項が明記されています。

学校教育法



- ・さらに、文部科学省では各審議会によって学校施設に関するさまざまな答申や報告書が提出されています。

- (例) 「教室等の室内環境の在り方について―天井高さを中心として―」(2005/12)
「耐震化の推進など今後の学校施設整備の在り方について」(2005/03)
「複合化及び高層化に伴う学校施設の計画・設計上の配慮について」(2001/10)
「新しい時代に対応した学校図書館の施設・環境づくり」(2001/03)
「高齢者との連携を進める学校施設の整備について」(1999/6)
「学校開放のための施設・環境づくり」(1995/11)

(2) 公立学校整備関連

- 公立学校施設については、別途、整備に関わる制度があります。

(「義務教育諸学校施設費国庫負担法 同施行令」)

国庫補助の制度概要は以下のとおりです。

- 教育を行うのに必要な最低限度の面積を定める
- 必要面積から保有面積を控除し、不足面積を算出
- 不足面積に建築面積を乗じて算出した工事費の半額を原則補助

- 施行令には、学級数に応ずる必要面積・屋内運動場に関わる政令で定める面積等が具体的に示されています。
- 文部科学省では公立学校の施設助成課関連の書籍やパンフレット等を用いて、時代に即した整備の方針を示しています。

(例) 「環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進」(2005/06) (※巻末参照)

「エコスクール ー環境を考慮した学校施設の整備推進ー (平成 24 年度版)」(2012/6)

「みんなの学校をながく・よく使い続けるアイデア」(2005/03)

「あたたかみとうるおいのある木の学校」(2004/06)

「早わかり木の学校 あたたかみとうるおいのある木の学校(2007/12)

「農村整備と学校づくりの連携」(2002/07)

「まち・ひと・思いをつなぐ学校施設

ー学校づくりとまちづくりの連携による地域活性化のためにー」(2002/03)

「地域参加による学校づくりのすすめ」(2002/03)

(3) 建築基準法、東京建築安全条例関連

- 建築基準法、東京都建築安全条例の中で学校は特殊建築物とされており、一定以上の階数・面積については耐火建築物とするよう規定されています。
- また、学校は採光・換気に要する窓・開口部の面積や階段、廊下の幅について規定されています。
- その中で、天井高さについては

建築基準法施行令 第 21 条

学校（大学、専修学校、各種学校及び幼稚園を除く。）の教室でその床面積が 50 ㎡を超えるものにあつては、天井の高さは、前項の規定にかかわらず、3m 以上でなければならない。

と明記されていましたが、文部科学省調査研究協力者会議の中で「天井高さ 3m の最低基準は廃止することが適当である」との結論が出されています。

それを受け、平成 17 年 11 月 7 日に建築基準法施行令の一部を改正する政令が公布・施行され、上記の項目は削除されています。

「教室等の良好な室内環境を確保するための方策」として、天井を低くしている事例・高さに変化をもたせる事例など、工夫が試みられています。

[参考：主な関連法令 一覧]

種類	名称	公布・施行 策定 年
法令	●学校教育法	1947
	●建築基準法	1950/5/24
施行令	●建築基準法施行令	1950/11/16
政令	→建築基準法施行令の一部を改正する政令	2005/11/7
	●義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令	1958/6/27
条例	●東京都建築安全条例	1950/12/7
省令	●小学校設置基準（学校教育法第3条）	2002/3/29
	●中学校設置基準（学校教育法第3条）	2002/3/29
答申	●小学校施設整備指針	2014/7（改正）
	●中学校施設整備指針	2014/7（改正）
	●教室等の室内環境の在り方について - 天井高さを中心として - (学校施設整備指針策定に関する調査研究協力者会議)	2005/12
審議会	●複合化及び高層化に伴う学校施設の計画・設計上の配慮について (学校施設整備に係る都市化に伴う諸課題に関する調査研究)	2001/10

※延床面積が 8,000 m²以上になると、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル管法)」の適用を受けるため、衛生管理等で考慮すべき事項が増えます。

※延床面積が 10,000 m²を超えると計画通知の通知先が東京都建築主事となり、事前の手続き等の届出先が変更となります。また、世田谷区建築主事に通知する場合と異なり、計画通知手数料等も発生します。

2. 学校整備に関する具体的な規定の整理

(1) 規定項目・法令照準表

凡例 ●:具体的な数値・記述の規定 ○:文章による説明・留意事項 △:最近の傾向・一般的な記載

規定項目		関連法規	学校教育法	小・中学校設置基準	小・中学校施設整備指針	文部科学省審議会答申・報告書	建築基準法・同施行令	東京都建築安全条例	義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令
編制			○	●	-	-	-	-	-
施設計画	配置・校舎計画		-	○	○	○	-	-	-
	校舎面積		-	●	-	-	-	-	●
	運動場面積		-	●	-	-	-	-	-
	屋内運動場面積		-	-	-	-	-	-	●
	生徒一人当たりの必要面積		-	-	-	-	-	-	●
	校舎内必要諸室		-	○	-	-	-	-	-
平面計画	基本諸室・空間全般		-	○	○	-	△	△	-
	学習関係諸室		-	-	○	-	△	△	-
	生活・交流空間		-	-	○	○	△	-	-
	特別教室・管理諸室		-	-	○	○	△	△	-
詳細設計	各室環境配慮等				○	-	△	-	-
	採光・換気の窓・開口部の面積		-	-	-	-	△	-	-
	天井高さ		-	-	-	○	●	-	-
	階段の幅等		-	-	-	-	●	●	-
	廊下の幅		-	-	-	-	●	●	-
その他	構造設計		-	-	○	-	●	●	-
	設備設計		-	-	○	-	●	●	-
	新たな教育に向けた工夫等		-	-	○	○	●	-	-
			-	-	-		-		

(2) 小学校に対する関連法規・基準

【編制】 - 小学校設置基準

- ・一学級の生徒数 : 40人以下

【施設計画】

- 配置・校舎計画（建物構成） - 小学校施設整備指針

校舎等の建物は、3階以下の建築とすることが望ましい。
ただし、適切な規模の敷地の確保が困難なため、やむを得ず4・5階建規模の小学校校舎、又は5階以上の複合施設の小学校校舎を計画する場合には、低層の校舎における計画上の優位性を基盤にし、その上で、優れた立体化の手法により、周辺地域との関係、施設の計画・管理・運営上の諸課題に配慮することが重要である。

※「複合化及び高層化に伴う学校施設の計画・設計上の配慮について」(2001/10)抜粋

このような小・中学校校舎の計画は、屋外運動場や遊び庭への出入りのしやすさ、樹木や花壇など自然への近接感、日常及び非常時の安全性への配慮のしやすさ、さらには屋外からの親しみの持てる建物の形態や景観などがその背景にある。

都市化の進展等の中で、やむを得ず学校施設を高層化する場合であっても、低層の校舎における計画上の優位性を基盤にし、その上で、優れた立体化の手法により、施設・設備の機能の向上を図る中で、一つ一つの計画を十二分に点検し、上階からの落下物や高所に伴う心理面の不安対策、児童生徒等の上下階移動のしやすさやバリアフリー計画、上階部に配置する諸室の検討、校地内外の施設への日照や電波障害などの影響など、計画・管理・運営面における諸課題に配慮することが必要である。

【校舎面積】

- ・小学校設置基準

児童数	面積 (㎡)
1人以上 40人以下	500
41人以上 480人以下	500+5×(児童数-40)
481人以上	2,700+3×(児童数-480)

- ・義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令-(学級数に応ずる必要面積)

学級数	面積 (㎡)
1学級及び2学級	769㎡+279㎡×(学級数-1)
3学級から5学級まで	1,326㎡+381㎡×(学級数-3)
6学級から11学級まで	2,468㎡+236㎡×(学級数-6)
12学級から17学級まで	3,881㎡+187㎡×(学級数-12)
18学級以上	5,000㎡+173㎡×(学級数-18)

【運動場面積】-小学校設置基準

児童数	面積 (㎡)
1人以上 240人以下	2,400
241人以上 720人以下	$2,400 + 10 \times (\text{児童数} - 240)$
721人以上	7,200

【屋内運動場面積】-義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令

学級数	面積 (㎡)
1学級から 10学級まで	894 ㎡
11学級から 15学級まで	919 ㎡
16学級以上	1,215 ㎡

【児童一人当たりの基準面積】- 義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令

- ・児童一人当たりの基準面積 : 22.19 ㎡

(3) 中学校に対する関連法規・基準

【編制】-中学校設置基準

- ・一学級の生徒数 : 40人以下

【施設計画】

- 配置・校舎計画（建物構成）- 中学校施設整備指針

校舎等の建物は、4階以下の建築とすることが望ましい。
ただし、適切な規模の敷地の確保が困難なため、やむを得ず5・6階建規模の小学校校舎、又は5階以上の複合施設の小学校校舎を計画する場合には、低層の校舎における計画上の優位性を基盤にし、その上で、優れた立体化の手法により、周辺地域との関係、施設の計画・管理・運営上の諸課題に配慮することが重要である。

※「複合化及び高層化に伴う学校施設の計画・設計上の配慮について」(2001/10)参照

【校舎面積】

- ・中学校設置基準

生徒数	面積 (㎡)
1人以上 40人以下	600
41人以上 480人以下	$600+6 \times (\text{生徒数}-40)$
481人以上	$3,240+4 \times (\text{生徒数}-480)$

- ・義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令-(学級数に応ずる必要面積)

学級数	面積 (㎡)
1学級及び2学級	$848 \text{ m}^2+651 \text{ m}^2 \times (\text{学級数}-1)$
3学級から5学級まで	$2,150 \text{ m}^2+344 \text{ m}^2 \times (\text{学級数}-3)$
6学級から11学級まで	$3,181 \text{ m}^2+324 \text{ m}^2 \times (\text{学級数}-6)$
12学級から17学級まで	$5,129 \text{ m}^2+160 \text{ m}^2 \times (\text{学級数}-12)$
18学級以上	$6,088 \text{ m}^2+217 \text{ m}^2 \times (\text{学級数}-18)$

【運動場面積】-中学校設置基準

生徒数	面積 (㎡)
1人以上 240人以下	3,600
241人以上 720人以下	$3,600+10 \times (\text{生徒数}-240)$
721人以上	8,400

【屋内運動場面積】-義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令

学級数	面積 (㎡)
1 学級から 17 学級まで	1,138 ㎡
18 学級以上	1,476 ㎡

【生徒一人当たりの基準面積】 - 義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令

- 生徒一人当たりの基準面積 : 31.31 ㎡

(4) 小・中学校に対する関連法規・基準

【建築基準法関連】

○居室の採光に有効な部分の面積（法第28条・令第19条第3項）

居室の種類	採光に有効な部分の面積 (㎡)
幼稚園、小学校、中学校、 高等学校又は 中等教育学校の教室	居室の窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積 $\geq 1/5 \times (\text{教室床面積})$

○居室の換気に有効な部分の面積（法第28条・令第19条第3項）→28条2項

居室の種類	換気に有効な部分の面積 (㎡)
全居室	居室の窓その他の開口部で換気に有効な部分の面積 $\geq 1/20 \times (\text{教室床面積})$

○居室の天井の高さ（令第21条第2項）

右項目 削除 (H17.11/7 改正)	学校（大学、専修学校、各種学校及び幼稚園を除く。） の教室でその床面積が 50 ㎡を超えるものにおいて は、天井の高さは、前項の規定にかかわらず、 3m 以上でなければならない。
-------------------------	--

平成 17 年 11 月 7 日に建築基準法施行令の一部を改正する政令が公布・施行され、上記の項目は削除されています。

○階段（令第23条第1項）

階段の種類	階段及び踊り場の幅 (cm)	けあげ寸法 (cm)	踏面寸法 (cm)
小学校における 児童用のもの	140 以上	16 以下	26 以上
中学校他における 生徒用のもの	140 以上	18 以下	26 以上

○廊下（令第119条）

廊下の用途	両側に居室 (m)	その他の廊下 (m)
小・中学校他の 児童・生徒用のもの	2.3 以上	1.8 以上

【東京都建築安全条例関連】

○廊下（第 10 条の 8）

避難階以外の階においては、原則廊下その他の通路を行き止まり状としてはいけない。

○教室（第 12 条）

小学校は原則 4 階以上の階には、教室その他の児童または生徒が使用する居室を設けてはならない。

○教室（第 13 条）

教室等には、原則、廊下、広間その他これらに類するもの又は屋外に面して二以上の出入口を設けなければならない。

その他 資料

■小学校・中学校 施設整備に関する その他事業等について

(1) 環境に配慮した学校施設整備

※ 「環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進」（2005/06）

※ 「エコスクール ―環境を考慮した学校施設の整備推進―（平成 24 年度版）」（2012/6）

エコスクールパイロット・モデル事業

○代表的な環境技術例

- | | |
|-----------|---------------|
| 1. 自然採光 | [その他] |
| 2. 自然換気 | [その他] |
| 3. 断熱化 | [省エネルギー・省資源型] |
| 4. 日除け | [省エネルギー・省資源型] |
| 5. 省エネ型設備 | [省エネルギー・省資源型] |
| 6. 雨水利用 | [省エネルギー・省資源型] |
| 7. 排水再利用 | [省エネルギー・省資源型] |
| 8. 建物緑化 | [自然共生型] |
| 9. 屋外緑化 | [自然共生型] |
| 10. 太陽光発電 | [太陽光発電型] |

※ [] 内は、(参考)平成 17 年度文部科学省エコスクールパイロットモデル事業の補助対象の事業タイプ分類を示す。

コストと効果を検討し、採用を決定していく。

○認定を受けた場合には、新築・改築・増築に合わせて事業を実施する際に、文部科学省より施設整備費についての措置及び関係各省より補助事業の優先採択などの支援を受けることが可能となる。

(2) 学校改築計画時に参考とする計画、仕様書、マニュアル等について（法令・条例関係を除く）

○ 国

- ・ 公立学校施設整備事務ハンドブック
- ・ 学校施設における天井落下防止対策のための手引き
- ・ 既存鉄筋コンクリート造・鉄骨造学校建物の耐力度測定方法

○ 区

- ・ 第2次 教育ビジョン
- ・ 新たな学校施設整備方針（第2次）
- ・ 公共施設整備方針
- ・ 特別支援学級設計標準仕様
- ・ 給食室設計仕様書
- ・ 新BOP室整備の考え方
- ・ 学校トイレ工事共通仕様書
- ・ 公共施設省エネ指針
- ・ 災害（地震）時対応設計の手引き
- ・ 公共施設標準仕様書（複合化の場合）
- ・ 世田谷区学校施設計画標準（平成9年3月策定）

※本標準設計仕様書の初版となるもので、第2章学校改築手順については、基本構想策定の考え方等基本事項が記載されている

令和元年5月28日
教育委員会事務局

世田谷区立瀬田小学校改築整備方針について

1 主旨

世田谷区立瀬田小学校については、児童数の増加、及び施設の老朽化等の状況を踏まえ、平成31年1月に次期改築等整備校に選定し、「世田谷区公共施設等総合管理計画」の考え方に基づき、昭和39年から49年に竣工している校舎棟、体育館棟の改築手法について検討を行ってきた。

このたび、改築整備方針を取りまとめたので、報告する。

2 整備方針

(1) 基本的な考え方

児童数の増加に対応

学務課推計（令和元年5月1日現在）では、令和5年度において25クラスまで達するとともに、周辺小学校も同様に大規模化が進んでおり、児童数が増加傾向である状況を踏まえると、本学区域においても更なる児童数の増加が想定され、既存校舎のみでの教室数確保は困難であり、また、敷地内に増築する余地がないことから、棟別改築を整備方針の柱とする。

棟別改築による既存校舎の活用

「世田谷区公共施設等総合管理計画」の棟別改築の考え方に基づき、昭和42年から49年竣工の校舎棟、および昭和39年竣工の体育館棟を中心に改築対象とし、昭和51年竣工の特別教室棟は改修し引き続き活用することで、総事業費のコスト削減を図る。

改築工事中の仮設校舎整備

仮設校舎については、既存校舎の活用とともに、近接する瀬田中学校の特別教室等を共用利用や単独利用するなど、改築工事期間中の仮設校舎の一部として活用し、仮設校舎整備の抑制を図る。

(2) 敷地等概要

児童数、学級編成規模（令和元年5月1日現在）：児童数749人（23クラス）

敷地概要

所在地	世田谷区瀬田2丁目15番1号
敷地面積	8,972㎡
都市計画等	第一種中高層住居専用地域、 容100% - 建50%、15m - 第一種高度地区、準防火地域

(3) 建築概要

施設の延床面積は、児童数の増加への対応やワークスペース等を確保するため、改修のうえ継続利用する棟と改築する棟を合わせて約8,970㎡とする。なお、改築する建物は約8,011㎡となる。

建物（棟）	既存面積	整備内容	整備後面積
1棟（校舎棟、給食棟）	4,233㎡	解体し、体育館棟と合築し改築。	8,011㎡
2棟（体育館棟）	597㎡	解体し、校舎棟と合築し改築。	
倉庫等その他	135㎡	原則として、校舎棟解体時に解体。	
3棟（特別教室棟）	959㎡	改修の上、継続利用	959㎡
延床面積合計	5,924㎡		8,970㎡

(4) 施設面積の考え方

教室（特別教室、管理諸室等を除く。）として33教室（普通教室27室、ワークスペース等3室、特別支援学級等3室）を想定する。

ア) 普通教室

学務課の推計（令和元年5月）は下表のとおりであるが、当校を含む周辺の小学校の児童数が増加傾向であり（二子玉川、京西小学校は指定校制限）各校において教室数の不足が懸念される。そのため、本学区域においても更に児童数が増加することを見込んで、27室の普通教室を確保する。

年度	令和元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2024)
児童数	749	779	824	828	854	867	847
(クラス数)	(23)	(24)	(24)	(24)	(25)	(25)	(25)

イ) ワークスペース

標準設計仕様書の標準的な考え方に基づき、合計3教室を確保する。

ウ) 特別支援学級等

世田谷区特別支援教育推進計画（第二期）に基づき、特別支援学級の利用児童数の増加に対応するため、地域的なバランス等に配慮しながら、増改築の機会を捉えて特別支援学級の整備に取り組むこととしている。

このため、「特別支援学級等設計標準仕様」を踏まえ、特別支援学級（固定学級）及び特別支援教室の指導場所として3教室を確保する。さらに、竣工後の児童数の推移や使用状況を踏まえながら、新BOP室および、ワークスペースを有効に活用し、教室環境の充実を図る。

3 概算経費

(1) 概算事業費（設計費、建設工事費、解体工事費、仮設校舎設置費）

約40.7億円

内訳

設計費	:	約2.4億円
改築費	:	約30.7億円
既存校舎改修費	:	約1.8億円
解体工事費	:	約2.4億円
仮設校舎経費	:	約3.4億円

外構工事費（校庭整備含む）は上記概算額に含まず。

(2) 施設維持管理費

約3千万円/年

小学校（一部除く）の過去3ヵ年決算額平均値（光熱費、修繕費、委託費）から試算

4 今後のスケジュール（予定）

令和元年度	設計者選定公募・設計者決定・基本構想
令和2年度	基本設計
令和3年度	実施設計・仮設校舎整備等
令和4～5年度	解体工事・建設工事
令和6年度	校庭整備等（体育館解体含む）

【参 考】施設の概要

(1) 既存校舎の現状

<p>現状</p>	<p>既存校舎</p> <table border="0"> <tr> <td>1棟 (校舎棟、給食棟)</td> <td>4,233㎡</td> </tr> <tr> <td>2棟 (体育館棟)</td> <td>597㎡</td> </tr> <tr> <td>3棟 (特別教室棟) 改修、継続利用</td> <td>959㎡</td> </tr> <tr> <td>倉庫等その他</td> <td>135㎡</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,924㎡</td> </tr> </table>	1棟 (校舎棟、給食棟)	4,233㎡	2棟 (体育館棟)	597㎡	3棟 (特別教室棟) 改修、継続利用	959㎡	倉庫等その他	135㎡	合計	5,924㎡
1棟 (校舎棟、給食棟)	4,233㎡										
2棟 (体育館棟)	597㎡										
3棟 (特別教室棟) 改修、継続利用	959㎡										
倉庫等その他	135㎡										
合計	5,924㎡										

(2) 周辺図

